

70年のあゆみ



日本社会事業大学学長室多心型福祉連携
センター研究員／聖明福祉協会会長秘書 ホンマ リツコ 本間 律子

日本盲人社会福祉施設協議会（以下「日盲社協」と略記）が結成されたのは、昭和28年（1953年）9月29日のことである。

それは昭和26年（1951年）に社会福祉事業法（後の「社会福祉法」）が施行されて間もない頃であり、盲人向け社会福祉事業の黎明期でもあった。

以来、日盲社協は、視覚障害者のための社会福祉事業者を束ねる団体として、日本盲人会連合（現日本視覚障害者団体連合）などと手を携え発展してきた。

それゆえ、日盲社協の歴史は、戦後の視覚障害者福祉の歴史そのものであるといっても過言ではない。

その日盲社協70年のあゆみを、本稿では次の4つの時期に分けて記述する。

すなわち、日盲社協が結成される昭和28年（1953年）までを「前史期」。

それ以降日盲社協が本部事務所を日本点字図書館に移す昭和42年（1967年）までを「創成期」。

福祉八法が改正される平成2年（1990年）までを「発展期」。

それ以降今日までを「変革期」とし、それらの時期区分ごとに記述していく。

第1章 前史期

この章では、日盲社協の創設者である岩橋武夫に焦点を当て、日盲社協が設立されるに至る過程をやや詳しくみていく。

1. 盲人の職業的自立の危機と ライトハウス設立

明治より前、盲人は鍼・灸・按摩、芸能、高利貸しなどを営み、一定の経済的自立を得ていた。また当道座などの自助組織を作り、さらには盲官という官位とともに特権も与えられ、盲人たちは何とかその生活を守ってきた。

ところが明治に入ると、明治4年（1871年）、盲官などの特権が廃止されたことから、盲人の伝統的職業は晴眼者の進出により蚕食されはじめ、盲人たちは職業的自立の危機を迎えた。

これに対し盲人たちは按摩を盲人の専門にしようとする運動（以下「按摩専門運動」と称す）を起こし、後には「盲人保護法」の制定を求める運動などを始めたが、十分な成果は得られなかった。

ただ、時代が代わるときというのは、新たなものが生まれるときでもある。明

治 11 年 (1878 年)、京都盲啞院 (京都府立盲学校の前身) が、明治 13 年 (1880 年)、楽善会訓盲啞院 (筑波大学附属視覚特別支援学校の前身) がそれぞれ開校するなど、わが国最初の近代的盲教育がこの時期始まった。

また明治 34 年 (1901 年) には仲村点字器製作所が、明治 3 年 (1903 年) には東京鍼按協会 (東京都盲人福祉協会の前身) が、少し後になるが大正 8 年 (1919 年) には東京光の家が、大正 11 年 (1922 年) には『点字大阪毎日』 (現毎日新聞社『点字毎日』) が創刊されるなど、今日の盲人福祉につながる事業者のいくつかは、明治から大正期に創業している。

そのようななか、明治 31 年 (1898 年)、日本ライトハウスの創業者であり、日盲社協の創設者でもある岩橋武夫は生まれた。

大正 5 年 (1916 年)、岩橋は早稲田大学に進むが、翌年の早春、網膜剥離により盲目となる。その後、彼は盲学校で点字を学び、また点字の書物を通じて世界の盲偉人を知ることで、再び学問の道を目指し始めた。そして関西学院に進み、さらには英国エジンバラ大学に留学した。岩橋はこの留学でマスター・オブ・アーツの学位を取得するとともに、ロンドンで欧米の盲人施策の調査を行った。

そして帰国後の昭和 3 年 (1928 年)、自宅に「ライトハウス」の小さな看板を掛けたのであった。なお、彼はこの年、母校関西学院の講師の職に就いている。

昭和 7 年 (1932 年)、岩橋は先の英国調査の結果を『愛盲 (盲人科学 ABC)』と題して出版しており、その結論部分で、盲人問題の解決のためには次の諸施策の実施が必要であるとした。すなわち、

イ. 教育問題の解決のため、「盲人義務教育の確立、中等普通部の実行とともに、各種高等教育の盲人に対する門戸開放、成人教育の組織化」

ロ. 社会問題の解決のため、「盲人社会立法の制定運動、点字図書出版事業の統一と完成、日本盲人図書館の設立、盲人に対する授職および、その他一般の組織的後援事業、盲人問題研究所の設置、失明防止運動の統一とその事業、盲人に対する一般社会の理解と同情を革新するためのプロパガンダ」

そして、これらの目的遂行のための手段として、

ハ. 「各地方盲人協会及び団体の統一、中央機関として日本国民盲人協会を設立、盲人法の制定により立法的保護の完成」というものであり、これは岩橋のその後の諸活動のグランド・デザインといえるものであった。

その後、彼は講演活動、著作活動を精力的に進め、昭和 9 年 (1934 年) には米国でも講演旅行を行った。岩橋はこれらの活動で得た資金と、昭和 8 年 (1933 年) には大阪盲人協会の会長に就任することで盲人たちの間で地位を得て、昭和 10 年 (1935 年) 10 月、大阪にライトハウスの建物を建築した。これが現在の日本ライトハウスの直接の前身である。

岩橋はライトハウスの事業を「愛盲事業」と呼び、以後ライトハウスを拠点に、生涯をかけて盲人問題の解決、すなわち先のグランド・デザインの実現に取り組んでいくのである。

2. ライトハウスの事業

岩橋武夫は、生まれたばかりのライト

ハウスの経営に弾みをつけるとともに、盲人問題への世間の関心を高め、盲人の教育問題および社会問題解決の端緒を得ようと、昭和 12 年（1937 年）、ヘレン・ケラーをわが国に招聘した。

これは、先に岩橋が米国を訪れた際に、ケラーと交わした約束が実現したものであった。ところが、同年 7 月に勃発した日中戦争のために女史は帰国を余儀なくされ、残念ながらその成果は十分なものとはならなかった。

一方、岩橋は「戦争は悲劇の父であるとともに、革新の母である」として、起きてしまった戦争を盲人問題解決の好機としてとらえようとした。

国のほうでは昭和 13 年（1938 年）に厚生省が発足、さらに傷兵保護院、失明軍人寮および失明軍人教育所が設置されるなど戦時体制を整えていった。

彼はそのような国の動きに呼応し、陸軍病院への慰問や職業補導、点字教授のための講師派遣などの事業を始めた。

なお、国が行った先の傷兵保護院、失明軍人寮、失明軍人教育所などの事業は、限定的ながら障害者福祉の走りといえるものであった。

やがてわが国は太平洋戦争へと突入していく。ライトハウスでは建物を改装し、また建物と設備を恩賜財団に寄付して名称も失明軍人会館に改め、シャープ株式会社創業者早川徳次の協力を得て、昭和 18 年（1943 年）10 月、失明軍人講習会を開いた。

そして翌昭和 19 年（1944 年）1 月、同講習会を修了した 6 名の失明軍人からなる「早川分工場」を設立し、早川電機工業株式会社（現シャープ株式会社）の指導の下、航空無線機の部品の製造を始

めた。

この取り組みは、失明軍人という限定付きながら、職業リハビリテーションの黎明ともいえるものであった。

その後同工場は拡張され、彼は関西学院の講師の職を辞して失明軍人会館の経営に専念することになった。

昭和 20 年（1945 年）になると本土空襲が激しくなり、会館も疎開を余儀なくされた。そして終戦となり、早川分工場は短い生涯を終えた。

岩橋と早川がともに取り組んだ職業リハビリテーションの小さな灯はこうして一旦消えてしまったが、そこで培われたものはやがてライトハウス金属工場やシャープ特選工業株式会社へと引き継がれ、障害者の職場として後々まで生き続けるのであった。

続いて、岩橋武夫が中心となって実現した、盲人の全国組織である日本盲人会連合の設立過程についてみていく。

先のヘレン・ケラー来日後、岩橋は、紀元 2600 年を契機に全日本盲人大会（以下「樫原大会」と称す）を企図し、昭和 14 年（1939 年）、関西盲人事業連盟を発足させた。同連盟はやがて全日本盲人事業連盟となり、全国盲人協会連盟、全国盲学校同窓会連盟とともに樫原大会を成功させた。

岩橋は同大会後、全日本愛盲連盟準備会を組織し、樫原大会の決議を実行に移そうとした。そして、「愛盲報国号」という戦闘機の献納運動を成功させ、2 年後に再び全国大会を開いた。この会議が準備会となり、昭和 17 年（1942 年）11 月、今関秀雄を会長とする、盲人初の本格的な全国組織である大日本盲人会が結成された。しかし、終戦前後の混乱のた

め、同会は十分な機能を果たすことができなかった。

戦後になると、鍼灸存廃問題が起きた。これは、盲人の多くが従事する鍼灸按摩マッサージ業を、彼らから完全に奪い去りかねないものだった。幸い、岩橋を始めとする業界、盲学校、盲人たちによる全国的な運動により、この問題は解決した。このとき盲人たちは、新たな全国組織の必要性を痛感した。

また、戦時中に途絶えていた岩橋とヘレン・ケラーの通信が戦後まもなく再開し、ケラーの再来日が決まった。彼はケラー来日を契機に、その受け入れ母体として日本盲人会連合（以下「日盲連」と略記）の設立をはかった。

GHQ の強力な後ろ盾と、ライトハウス金属工場による経済的基盤を得、周到な準備がなされた。そして、昭和 23 年（1948 年）8 月、現在まで続く日盲連が設立され、岩橋武夫が初代会長に就任した。

続いて、身体障害者福祉法成立に岩橋武夫と盲人が果たした役割についてみていく。

身体障害者を支援するための法律や制度は、戦前には前述の傷痍軍人を対象としたものがあつたが、広く障害者全体をカバーするものはなかった。しかも終戦後には、GHQ の指示により、この傷痍軍人を支援する制度まで奪われてしまった。そのため生活に困窮した傷痍軍人の中には、電車の中や街頭で物乞いをする者まで現れた。

政府もこの状態を放置できず手を尽くすが、非軍事化・民主化を占領政策の基礎に置く GHQ を前に、政府が最初にとつた傷痍者保護対策は、GHQ が方針とし

ていた無差別平等という枠内で、生活保護法を弾力運用するという限定的なものにならざるを得なかった。

その一方で、占領状態が続くにつれ、GHQ の側でも、占領政策を成功させるためには傷痍軍人の問題を放置できないとの機運が出てきた。しかしそうはいつでも、非軍事化・民主化という基本方針を取り下げることができない。そのような行き詰まり状態のなかで傷痍者対策を身体障害者福祉法へと発展させるためには、戦争を連想させにくい対象者が必要であった。そこに登場したのが盲人である。

ここまでみてきたように、近代を通じて職業的自立の危機に苛まれてきた盲人たちは、戦前から盲人のための法律制定を求める運動、盲人社会事業や職業リハビリテーションの実践、全国組織の結成などに取り組んできた。

戦後になると、ヘレン・ケラーを招聘し、その受け入れ母体として日盲連を結成した。このように盲人たちの間では、歴史・実践・組織の面で、自分たちのための法律を受け入れて、運用・発展させていく土壌が整っていた。

日盲連を結成した岩橋武夫率いる盲人たちは、昭和 23 年（1948 年）のヘレン・ケラー来日キャンペーンを通じて、盲人福祉法の実現を世間に訴えていった。

政府および GHQ も、これら盲人たちの動きに乗じ、盲人を傷痍者対策の中心に据え、ヘレン・ケラー・キャンペーンを演出し、身体障害者福祉法の実現へと歩を進めていった。その過程で、同年 7 月、国立光明寮設置法が成立し、国立東京光明寮および国立塩原光明寮が設置された。

同年 12 月には、身体障害者福祉法案の検討委員会が結成された。メンバーには、障害当事者として唯一、岩橋をはじめとする盲人の代表が含まれていた。そしてケラー来日の翌年である昭和 24 年（1949 年）12 月、身体障害者福祉法は成立・公布された。

同法は盲人たちが目指していた盲人単独法ではなかったが、盲人たちが盲人福祉法として求めていた政策の多くが同法に盛り込まれた。岩橋と盲人たちは、「名よりも実を取る」形で自分たちの主張を取り下げ、障害者全体のための法律を受け入れたのである。

なお、この当時の身体障害者福祉法は、「十八歳以上のいわゆる労働年齢にある者で、盲聾啞、肢体不自由の障害のため労働能力の損傷されているもの」が対象となっており、今のように法の目的に「自立と社会参加」が加わり、対象者が広がるのは後のことになる。

3. 日盲社協の設立

終戦後 GHQ による占領下、旧生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法と戦後の社会福祉を基礎づける法律、すなわち「福祉三法」を矢継ぎ早に制定していったわが国では、昭和 25 年（1950 年）に入ると、これら法律やその周辺を調整していく段階に入った。そして、昭和 25 年（1950 年）、新生活保護法が、昭和 26 年（1951 年）、社会福祉事業法が制定された。

こうしたなか、設立から数年を経た日盲連も、福祉サービスの受益者と提供者という視点で調整すべき段階に入った。この項では、日盲社協を日盲連から分離

して設立していく過程をみていく。

身体障害者福祉法成立のめどが立った昭和 24 年（1949 年）11 月、岩橋武夫は米国調査に旅立った。これはヘレン・ケラーが相談役を務める米国盲人援護協会（AFB）から招聘されたものだった。

岩橋はその米国調査で、盲人の更生施策のなかに米国流の合理性を背景とする現実解を見た。彼はこれを「愛盲目アリズム」と呼び、調査結果を身体障害者福祉法の適正な運用や日盲連の発展に活かそうとした。

一方、昭和 26 年（1951 年）には社会福祉事業法が制定された。これにより措置制度が始まるとともに、民間の社会事業者が各種の福祉事業を自治体から受託する道が大きく広がった。これは従来寄付金を主な収入源としていた彼らにとって、このうえない朗報であった。ライトハウスでも同法に基づく社会福祉法人格を取得すべく行動を始めた。

昭和 10 年（1930 年）の会館建設当時から、盲人の団体である大阪盲人協会と社会事業者であるライトハウスは渾然一体となって運営されており、これは大阪盲人協会の会員にも岩橋にもともにメリットがあったためである。すなわち、会員はライトハウス事業から無料ないし低廉な料金でサービスを受けられる。このためライトハウスの発展は会員の利益につながる。当時まだ無名だった岩橋武夫にとっては団体の会長職という立場を活用でき、それによってライトハウスの事業拡大やその先の計画を有利に運ぶことができる。

しかし、社会福祉法人の認可申請をする場合、これでは不都合だった。会計の混同を避けるために、福祉サービスの提

供者と受益者の間には明確に線を引く必要が出てきたのである。そのため岩橋は、昭和 27 年（1952 年）、大阪盲人協会とライトハウスを分離し、大阪盲人協会の会長の座を退いたのであった。

同年の 5 月 10 日から 12 日まで、滋賀県彦根市で第 5 回の日盲連総会および全国大会が開かれた。その席上、盲人社会福祉事業者の相互間における連絡統一をはかる必要性が議論された。

これを受け、岩橋はこれら事業者が一堂に会し、「忌憚なく意見の交換を願うとともに将来の発展のために研究と激励を送り合う機会を持つべく準備した」。

その会合は、同年 10 月 23、24 日、東京の日本赤十字本社で 19 の出席団体を得て「盲人社会福祉施設連絡協議会」として開催された。

またこの会議の席上、「かかる有意義な会合が 1 回だけをもってそのまま立ち消えてはならないという強い全員の要求に基づきこれを恒久化するのみならず最後には日盲連と相平行した姉妹団体として独自の立場を許され成長発展すべきものである」という意見が圧倒的であった。

しかし、さしずめそれまでの暫定的処置として「日盲連と不可分の関係におきながら福祉団体としての性格を自由に發揮せしめうるよう運営の妙を期すべく当分の間、事務局を赤十字本社内におき運営委員 8 名をあげて事業目的遂行に万全を期すること」になった。

そして会の名称を「日本盲人社会福祉施設連絡協議会」とするとともに、委員長に岩橋武夫が就任した。

ところで、岩橋は戦前から盲人社会事業者のほか盲人会、盲学校同窓会などを包含する全国組織の結成を目指してい

た。その試みは、戦時中ながら大日本盲人会として、戦後には日盲連として成就した。しかし、ここにきてなぜ再び日盲連から盲人社会福祉事業者を分離しようとするのであろうか。岩橋はこれについて次のように説明している。

「英米のごとき先進国にあつては、すでに盲界の歴史は幾つかのページを繰り広げて、1 世紀ないし半世紀の期間をおきながらわれわれの前を先行しつつあるのである。『盲人による盲人のための盲人の文化』と私が口癖にしていたところの三段構えは歴史の進展とともに分化（ディファレンシエイト）して、3 つの平行線となりつつあることはまさに歴史必然である。いっさいは盲人によって始められ盲人によって終わる問題ではあるが、この問題の解決が一步一步緒につき円熟してくると盲人それ自身は受け身となって、一般社会や国家が能動的な与える立場となってくるのである。私の第 1 回渡米と先頃の第 2 回渡米との間にはわずか 14 年の歳月しか流れていないのであるが、その間第 2 次世界戦争を含むことによって盲人問題の解決は傷痍軍人の徹底した対策処置にうながされて飛躍的な発展を遂げ、米国盲界の全体としてのあり方が（1）米国盲人連盟（2）米国盲人事業家協会（3）米国盲人授産協会の三つに分化してきたのである。これはまさに進歩の象徴と言わねばならない。第一は盲人の組織団体であり受益団体であるところの統一で、わが国における日盲連の立場とすることができる。第二は今回東京において初の誕生を見た社会福祉施設連絡協議会の線であつて、愛盲事業ならびに福祉施設の総合統一である。第三は各種の盲人授産事業に対する材料の

供給と多種多様にわたる盲人製作品の販売操作を扱う総合統一機関である」。

ごく簡単にいえば、身体障害者福祉法が実現するまでは盲人達が一丸となってその実現に向け一致した行動を取らなければならない。

しかし同法が実現してしまえば、福祉サービスの受益者である盲人そのものの団体と、サービスの提供者である盲人社会福祉事業者の団体が分かれるのは合理的かつ必然であるということであろう。受益者は安価かつ質・量ともに充実したサービスを求め、提供者は経営の安定を求めるものであり、そこには対立する側面もあるからである。

ただし、盲人そのものの団体と盲人社会福祉事業者の団体は目標を共通にする部分も多いわけである。すなわち、社会福祉事業の充実は盲人にも事業者にも利益となるが、そのためには盲人自身が大きな声を上げなければならない。その場合には盲人自身の団体が一步高い立場で盲人全体の意思を代表しなければならない。そのような観点から、それまでの日盲連と新たに産声を上げた日盲社協との関係を調整する必要があった。そのため先の会議は日盲社協の準備会の性格のものとして位置づけられ、翌昭和 28 年（1953 年）9 月 29 日、日盲社協は正式な発会式を迎えた。

会場は前年と同じ日赤本社である。参加団体は 32 であった。

ちなみに、発会式に参加した 32 団体とは、北海道点字図書館、国立東京光明寮、日本赤十字社図書館、日本点字図書館、東京点字出版所、東京光の家、桜雲会、東京ヘレン・ケラー協会、友愛寮、聖ルカ失明者更生協会、国立塩原光明寮、

千葉県盲人協会、富士根園、静岡県盲人連合会、聖愛園、名古屋ライトハウス、岐阜訓盲協会、市立上田図書館、新潟県盲人協会、石川県愛盲協会、ライトハウス、西日本ヘレン・ケラー財団、点字毎日新聞出版部、府立京都寮、和歌山県盲人協会、国立神戸光明寮、関西盲婦人ホーム、広島県盲人協会、青い鳥盲女子ホーム、県立松山光明寮、福岡県盲人協会、真生会（九州ライトハウス）である。

岩橋は発会式を前に同協議会の性格を次のように表現してみせた。

「日盲連はどこまでも組織団体として盲人運動の中心機関であり後者（筆者注、日盲社協のこと）は各種社会福祉施設としての連絡協議会である。この 2 者は車の両輪のごとく相互に助け合いつつ発展し盲界全体の幸福のために役立たねばならないという使命を持っている」。

そして次のように同協議会の活躍にエールを送っている。

「この会の成立によって点字図書館事業や点字出版事業は全国的に強化されるとともに相互の勢力争いや時として起こる同じ図書の二重出版あるいは図書の盲学校売り込みに伴うあらずもがなの摩擦や勢力争いもなくなって平和にして協調的な盲界事業体の横顔を見ることができるようになるであろう」。

これは小さなパイを奪い合って争うよりも、各事業者が協力・協調していくほうが業界全体の発展にとって有利であるとともに、あくまでも障害当事者主体の事業経営に徹すべきとの、岩橋の業界に対する戒めでもあろう。

あらためて発足当時の同協議会の規約をみると、「第四条 本会は日本盲人会連合会（原文のまま）と緊密なる関

係を保ちつゝ各施設間の連絡、融和を図り、盲人文化の向上と盲人福祉の達成に貢献するを以て目的とする」となっており、上記「車の両輪」の理念が規約として明示されている。なお、日本ライトハウスに残されている同協議会の規約では、名称を「日本盲人社会福祉施設協議会」としており、初期の名称から「連絡」が取れている。

この名称変更がいつであったのかを示す資料は見つかっていないが、同規約には委員長として岩橋の名前が残っており、彼が亡くなるのが昭和 29 年（1954 年）のことであることから、早い段階で現在の名称である「日本盲人社会福祉施設協議会」となったようである。

第2章 創成期

1. 高度経済成長期の社会福祉

昭和 31 年（1956 年）度経済白書に記された「もはや戦後ではない」との言葉に象徴されるように、昭和 30 年代に入るとわが国は高度経済成長期を迎えた。これを背景に、1960 年代、それまでの福祉三法では救済されなかった人たちに対する新たな法律が生まれた。すなわち昭和 35 年（1960 年）の精神薄弱者福祉法（後の「知的障害者福祉法」）、昭和 38 年（1963 年）の老人福祉法、昭和 39 年（1964 年）の母子福祉法（後の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」）が従来の福祉三法に加わり、福祉六法体制となったのである。

昭和 35 年（1960 年）には身体障害者雇用促進法（後の「障害者の雇用促進等

に関する法律」）が制定され、努力義務ながら最低雇用率が定められ、身体障害者の一般就労の促進が図られた。昭和 36 年（1961 年）には「国民皆保険・皆年金制度」が誕生し、これにともなって障害福祉年金の制度が創設された。

少し後になるが、昭和 42 年（1967 年）、厚生省は社会局長通知として「身体障害者福祉法による身体障害者家庭奉仕員派遣事業について」を通達し、今日でいう身体障害者ホームヘルプサービスを国庫補助化した。

以上のように、この時期には不十分ながらも社会福祉が拡大する兆しを見せ始め、それに呼応して日盲社協会員施設も少しずつ増えていき、新たな事業の芽も出始めた。

2. 日盲委の設立

創成期の日盲社協を語る前に、岩橋武夫率いる日本の盲人たちが、世界へ飛躍していく過程についてみていく。

身体障害者福祉法を手にして以降、国内の体制整備と並行して岩橋が取り組んだのが、わが国の盲人を世界につなげることであった。英国で目の当たりにした欧米の進んだ社会事業に触発され、ライトハウスを設立した彼にとって、それは最後の仕上げともいえる仕事だった。

昭和 29 年（1954 年）8 月、第 1 回世界盲人福祉会議（以下「パリ会議」と称す）がパリで開かれることになった。岩橋はこの会議に日本代表を派遣すべく、同年 3 月、世界盲人福祉協議会日本委員会を設立し委員長に就任した。そして世界盲人福祉協議会（World Council for

Welfare of the Blind、以下「WCWB」と略記)に加盟するとともに、パリ会議には喘息が悪化した彼に代わり、長男の岩橋英行と鳥居篤治郎が派遣された。

パリ会議への日本代表の派遣は、翌年に計画していたアジア盲人福祉会議の準備の意味合いもあった。

第1回目のヘレン・ケラー来日では日中戦争の勃発により、第2回目では秘書ポリーの体調不良により、ケラー女史のアジア歴訪は中断せざるを得なかった。

岩橋武夫は、未完に終わったケラー女史の意思を引き継ぐとともに、太平洋戦争で失ったアジア諸国との友好を回復するため、昭和26年(1951年)頃よりアジア盲人福祉会議の構想を温めていた。

その後わが国は独立を回復し、WCWBからの資金援助と厚生省の人的・財政的支援が得られることが決まり、アジア盲人福祉会議の開催は本決まりとなった。

同年10月26日、厚生省から松本征二更生課長が岩橋宅を訪れ、「アジア盲人福祉会議は厚生省が責任を持って開催する」旨の報告をした。

かねてからの喘息の悪化で寝込んでいた岩橋武夫は、その報告に安心してか、10月28日、56年の生涯を閉じた。

翌昭和30年(1955年)10月、岩橋の意思は引き継がれ、アジア盲人福祉会議が東京で開催された。同会議でアジア各国は、WCWBに加盟して協力し合い、アジア各国の盲人団体や盲人福祉施設が緊密に連携することが決議された。

これを受けて、日本では、昭和31年(1956年)4月、先の世界盲人福祉協会日本委員会が発展する形で、日盲連、日盲社協および全国盲学校長会の3団体が協力・連携して組織する日本盲人福祉

委員会(以下「日盲委」と略記)を設立し、日本を代表する盲人団体としてWCWBに改めて加盟した。

こうして日盲委はわが国盲界を代表して世界への窓口となるとともに、国内においては各盲人団体を取りまとめる役割を担うことになった。

3. 創成期の日盲社協

前置きがずいぶんと長くなってしまったが、ここからが日盲社協の設立後の歴史である。

これ以降の記述に当たっては、日盲社協の機関紙である『日盲社協会報』・『日盲社協情報』・『日盲社協通信』によった。

なお、日盲社協の機関紙は、第1号が昭和36年(1961年)に刊行され、その後昭和45年(1970年)までは『日盲社協会報』、その後昭和61年(1986年)までは『日盲社協情報』、それより後今日までは『日盲社協通信』という題字となっている。

さて、日盲社協が誕生してわずか1年の後、創設者であった岩橋武夫が天に召された。そのため、生まれたばかりの日盲社協をどのようにして存続させるかということもさることながら、アジア盲人福祉会議が翌年に控えており、早急に会の体制を整え直さなければならない。

岩橋死去後の当座を引き継いだのは、鳥居篤治郎であった。鳥居はすぐさま、国立東京光明寮の寮長であった高田秀道に2代目委員長を依頼した。前述の創設当時のメンバーをみてもわかるとおり、参加団体の多くは民間の経営であり、財務基盤は弱かった。そのため、国立である東京光明寮の高田が、岩橋亡き後の会

の運営を受け継ぐことは必然であったのだろう。

岩橋が自らの将来を予感していたわけではなかろうが、後に高田は「(日盲社協の) 創立総会の日、故岩橋武夫先生が、祝辞を述べる私の手を握って、君の施設は厚生省がやっているのだから、この協議会には大いに協力してくれよと言われた」と語っている。

このようにして、高田秀道は2代目委員長となった。そして事務所を国立東京光明寮に置いた。以後高田は、昭和40年(1965年)までの10年余り、よちよち歩きであった日盲社協を一人前にすべく育てていったのである。

創成期の日盲社協にとって、第一の関心事は質よりも量の拡大であった。昭和36年(1961年)5月に発刊された『日盲社協会報』第1号の冒頭には、盲人福祉事業者の拡大に必要な政府予算獲得のための陳情運動の様子が載っている。

同記事では、「盲人福祉、盲教育関係の政府予算は、過去において未だ見ることのなかった程、飛躍的な増加を示し、陳情にあたった関係者の多大の努力が報いられた。陳情運動の成果は、盲教育予算が大巾に増額されたこと、点字郵便物、録音テープの、郵送並びにラジオ聴取料が無料になったこと、点字器が補装具として認められたこと等、目覚ましいものがあるうち、日盲社協関係の予算としては、なお不十分であるが、次の通り認められた」とあり、テープライブラリーのテープ製作費、県立点字図書館事務費、盲人ホーム設置費、厚生省委託図書製作費などの予算額が示されている。

また『日盲社協会報』第1号には、日盲委が行っている愛盲シール募金運動の

昭和35年度(1960年度)分の成果として、カナタイプライター10台が日盲社協会員施設に贈られたとあり、この時期の新しい動きとして、テープライブラリーやカナタイプライターが注目されていることがわかる。

なお、昭和33年(1958年)には日本点字図書館が「声のライブラリー」を開設、昭和34年(1959年)には日本ライトハウスが「声の図書館」を開設、昭和36年(1961年)にはこれら2つが厚生省委託事業となった。

日盲委の愛盲シール運動は昭和32年(1957年)に始まり、昭和34年(1959年)にはカナタイプライターの寄贈が始まった。それとともに、日盲社協ではカナタイプライターの研修会を始めた。

そしてこれ以降、昭和38年(1963年)には点字図書館職員研修会が始まるなど、各部会主催の研修会が開かれるようになったのである。

なお、昭和38年(1963年)には、松井新二郎により日本盲人カナタイプ協会が発足している。

公費による点字図書の製作および貸し出しの委託は、昭和30年(1955年)から日本点字図書館に対して行われていた。これにより、各地の点字図書館は、地元の盲人に対して、日本点字図書館の点字図書を貸し出す窓口も担うことになった。

昭和32年(1957年)に厚生省は、「点字図書館設置基準暫定案」を作成し、点字図書館の育成にのりだした。これにより、各地に点字図書館が増え始めた。

昭和36年(1961年)には8県立点字図書館に事務費の政府支出が初めて行われた。昭和35年(1960年)には全国点

字図書総目録第1号の墨字版が発刊。昭和36年(1961年)には点字出版ニュース第1号が発行されている。さらに昭和38年(1963年)から、厚生省は日本ライトハウスに対し、児童向け点字図書の製作と全国の点字図書館への貸し出し事業の委託を開始。昭和41年(1966年)には、点字図書館の事務費(各館当たり5名分の人件費)の補助を開始している。

また昭和39年(1964年)にはNHKラジオ第2放送で「盲人の時間」が始まるなど、昭和30年代後半には、日盲社協の運動の成果として、今日につながる数々の新しい動きが見られたのであった。

昭和36年(1961年)の政府予算の増額に勇気づけられてか、日盲社協の加盟施設は昭和34年(1959年)が39施設であったのに対し、昭和36年(1961年)には56施設に拡大。日盲社協が満10年を迎えた昭和38年(1963年)には会員65団体、部会加盟74施設に達した。この時期の部会は、今とは異なり「事業部」という名称と呼ばれ、点字出版事業部、点字図書館事業部、厚生援護事業部そして盲人厚生要具研究部(「要具」は誤植ではない)からなっていた。

このうち盲人厚生要具研究部は昭和36年(1961年)から盲人厚生要具事業部と名称が変わり、これをもって4事業部となった。

さらに昭和37年(1962年)には、盲人ホーム事業部が更生援護事業部から分離して設置されたことで、5事業部となった。これは、この時期盲人ホームの設置数が増えてきたことに加え、昭和37年(1962年)2月27日付局長通知により、盲人ホームの事業費が国庫補助の対

象になったことを受けたものである。

昭和39年(1964年)に日本で開催された東京パラリンピックは、障害者への社会のまなざしをおおきく変えていった。

元厚生官僚で後に日盲社協の理事長になる板山賢治は、「昭和39年(1964年)のパラリンピックこそが、戦後日本の障害者観を変える、障害者に対する行政を変える、大きなインパクトを与えた出来事だと私は思っています」と述べている。

そのようななかにあつて、昭和40年(1965年)になると、高田秀道が国立東京視力障害センター(昭和39年〔1964年〕に国立東京光明寮から改称)所長を退官するのに伴い、後任の寺尾増太が日盲社協の委員長に就いた。

寺尾はその翌年の『日盲社協会報』で、日盲社協が委員会組織のままであることの問題点を挙げ、「委員会組織を再編成して、執行機関と議決機関を明確に分離して、所謂、理事・評議員制とし会員の意見を十分に反映できるようにすると同時にできれば事務局を国立の施設で担当しているという変態的の現状も、十分に検討しなければなりません。かくして本会を可急的すみやかに、自主的な運営ができるように財源等についても考慮しなくてはならないと思います(後略)」と述べ、日盲社協の体制変革を示唆した。

そして昭和41年(1966年)に開かれた第14回総会で規約が変更され、会長制となり、寺尾は会長となった。さらに昭和41年(1966年)末には寺尾が国立東京視力障害センターを退官することになり、後任の吉田正宣が寺尾の残任期間のみという条件付きで会長に就任した。

吉田はすぐさま体質改善委員会を立ち

上げ、寺尾がやり残した日盲社協の改革に取り組んだ。

昭和 42 年（1967 年）、身体障害者福祉法の大きな改正が行われた。これは従来の同法が狭く職業復帰のみを目的としていたのを改め、広く身体障害者の生活の安定に寄与するようにした画期的なもので、同改正法が昭和 42 年（1967 年）8 月 1 日に施行された。

日盲社協においても、同年 7 月 27 日、第 15 回総会が開かれ、体質改善委員会が提案した規約が承認されて新しい体制のもとで新たな歩みを始めた。

このとき会長に就任したのは、事務次官や内閣官房副長官などを歴任した大山正であった。また松本征二、實本博次、鳥居篤治郎を顧問に迎えた。事務局もそれまでの国立東京視力障害センターから日本点字図書館に移し、新たに企画調整委員会を置き若手を委員に抜擢した。そして本間一夫、岩橋英行が副会長に、加藤善徳が企画調整委員長兼事務局長となった。なお、この 15 回大会では、新たに永年勤続者表彰も始まっている。

こうして、岩橋武夫死去後、慣例として国立東京光明寮職員すなわち公務員が引き受けてきた委員長・会長および事務局は、民間を主体とするものになった。

板山は、この改革を「国立光明寮長が委員長になるのではなくて、新たにトップにおられた大山さんが会長になりました。そういう役割、意味をもつ日盲社協に変わったと私は思っています。日盲社協が社会的に認められた証といってもよいと思います。国立の視力障害センターの指導から、やっと自立できたということですね」と評している。だが、これにより、日盲社協はその運営に自主性と経

営的な視点が厳しく求められるようになったのであった。

なお、昭和 41 年（1966 年）より各部の名称が点字出版部、点字図書館部、厚生援護部、盲人ホーム部、厚生用具部に変更されている。

またこの時期の歴史的な動きとしては、昭和 36 年（1961 年）にわが国初の盲人専用老人ホームである慈母園（生活保護法下の施設）が開設。昭和 39 年（1964 年）には盲人専用の軽費老人ホームとしてわが国初の聖明園（老人福祉法下の施設）が開設。

昭和 40 年（1965 年）に三宅精一が点字ブロックを考案し、昭和 42 年（1967 年）には岡山盲学校近くの横断歩道に世界で初めて敷設した。

昭和 40 年（1965 年）に日本ライトハウスが職業・生活訓練センターを開所し、本格的な視覚障害リハビリテーションを開始。昭和 41 年（1966 年）、日本点字委員会が発足。昭和 43 年（1968 年）には全国盲老人福祉施設連絡協議会が発足している。

第3章 発展期

1. 高度経済成長期末と安定成長期の社会福祉

1970 年代の初頭、わが国はなおも高度経済成長を続けていた。その一方で昭和 45 年（1970 年）には高齢化率が 7% に到達し、「高齢化社会」が到来した。そうしたなか、同年には心身障害者対策基本法（後の障害者基本法）が施行され、心身障害者対策に関する国の責務をはじめとする、心身障害者の福祉に関する施

策の基本事項が定められた。

また同年、厚生省は社会福祉施設緊急整備5か年計画を打ち出し、これにより特別養護老人ホームが昭和45年(1970年)の152施設(定員1万1,280人)から5年後の昭和50年(1975年)には539施設(定員4万1,606人)へと拡大するなど、社会福祉施設の大幅な伸びを見た。

昭和48年(1973年)には「福祉元年」と銘打って、高度経済成長の潤沢な税収にまかせて、70歳以上の老人医療費無料化、高額療養費制度の創設、年金の物価スライド制の導入などが行われた。

ところが昭和48年(1973年)と昭和54年(1979年)にはオイルショックが発生し、経済成長が急減速した。また高齢化の進展により医療費が財政を圧迫し始めたため、社会保障制度は修正を迫られる時代に入った。そのため昭和57年(1982年)、老人保健法(後の「後期高齢者医療の確保に関する法律」)が制定され、高齢者に対して少額の自己負担を求めるようになった。そしてその後制定された社会福祉・医療事業団法とともに、福祉八法体制となった。

またオイルショックによる景気の悪化から、身体障害者の雇用に悪影響が見られ始めたため、昭和51年(1976年)、身体障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率が努力義務から義務化され、さらに雇用給付金制度も導入された。

一方、昭和51年(1976年)には国連が、5年後の昭和56年(1981年)を「国際障害者年」と宣言した。スローガンは「完全参加と平等」だった。さらに国連は、昭和58年(1983年)から平成4年(1992年)までを「国連・障害者の10年」とするとともに、「障害者に関する

世界行動計画」を策定した。こうした動きを受けて、政府は、国際障害者年推進本部を組織するとともに、昭和56年(1981年)、国として初の本格的な長期計画を策定し、障害者施策への取り組みを進めていった。

こうした一連の動きによって、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き活きと明るく豊かに暮らしている社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が広まっていったのである。

なお、国際障害者年の日本での推進役を担ったのが、当時厚生省社会局更生課長であり、後に日盲社協理事長となる板山賢治であった。板山は後に、国際障害者年のことを、「明治維新を動機づけた『黒船』みたいなもの」と表現し、「遅れていた日本の障害者施策を大きく前進させる動機づけに役立ったといわれております」と述べている。

こうした流れのなか、昭和61年(1986年)、障害基礎年金の制度が始まった。これにより、それまでの障害福祉年金から、年金額が大幅増額となった。

その一方で、同じ年から、身体障害者更生援護施設の費用徴収制度が始まった(老人ホームについては、昭和55年〔1980年〕から費用徴収制度が始まっている)。

昭和62年(1987年)、「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立し、福祉系で初めての国家資格が誕生した。

また昭和62年(1987年)、身体障害者雇用促進法は現在に続く「障害者雇用促進法」へと改名され、対象となる障害者の範囲が精神薄弱者(後には知的障害者)、精神障害者を含む障害者全般に拡張された。

以上のように、障害者福祉は他の福祉

分野に比べて出遅れがちであったが、国際障害者年をエポックメイクとして、1980年代には経済が安定成長期にあったにもかかわらず、施策の充実を見た。そしてそのことを背景に、日盲社協も順調な発展を続けていった。

2. 発展期前期の日盲社協

『日盲社協会報』は、昭和42年(1967年)9月発行の第21号の後、昭和45年(1970年)までの間、発行が滞っている。これは事務局が日本点字図書館に移った際のごたごたによるものであろうが、いずれにしても2年間の日盲社協の様子は不明である。

この間、昭和43年(1968年)の大阪大会、昭和44年(1969年)の京都大会を経た後、昭和45年(1970年)には岐阜県で第18回大会が開かれた。なお、この岐阜大会の時点で、日盲社協の会員は98施設、部会加入数は116となっている。

事務局が日本点字図書館に移った後、資料として残っているなかでは初めての大会である岐阜大会には、詳しい報告書が残されている。少しその内容をのぞいてみると、まず「情報化時代の盲人福祉」という大会テーマが目を引く。やや先走った感のあるこの大会テーマであるが、この年に開かれた大阪万博がわが国の経済成長を象徴する一方で、公害問題などの暗い側面も大きく注目され、大会当事者に工業化社会の限界を予感させたのであろうか。その予感は、その数年後に発生した第1次オイルショックにより、わが国経済も急減速を余儀なくされたこと

で的中する。これよりかなり後のことにはなるが、パソコンやインターネットの普及により、点字図書館を中心として、日盲社協の会員施設の多くが、視覚障害者に多様なメディアで情報を提供するための施設に変化していく。しかも大会にテーマを設定したのは、この大会が初めてだという。その初めてのテーマに情報化時代の到来を選んだのは、見事というほかあるまい。

またそれまでの大会では、本部事務局が準備を担当し、開催担当施設が協力していたのに対し、この大会では日盲社協、岐阜訓盲協会、岐阜市盲人ホームの三者が主催するという形にし、全国大会事務局を岐阜訓盲協会(通称「愛盲館」)内に置いて、大会の準備運営の一切を担当することにし、さらには岐阜県と岐阜市の身体障害者協会、その他関係団体等の代表者を含めた運営委員会を組織して準備がなされたという。

さらにこの大会では、従来の事業部会に加え、参加者を4つのグループに分け、職員の待遇改善や人材確保、ボランティアの問題、晴盲の関係など、それまでとは異なる切り口で議論が交わされていることも新しい。

このように、岐阜大会の報告は、主催者の熱気が感じられるものとなっており、寺尾から始まった日盲社協の改革は一定の成果があったといえよう。

ただし、これ以降の大会の詳細については、しばらくの間、資料として残されていないので、岐阜大会における新しい芽生えが、その後も続いたのかどうかは定かでない。

さてその後1970年代の日盲社協の

動きであるが、昭和46年（1971年）、会長が實本博次に交代した。同じ年、収容施設部会が厚生援護部会から分離し、6部会体制となった。

昭和48年（1973年）、会員は112団体、部会加入施設の合計は139施設となった。

昭和50年（1975年）には事務局が日本点字図書館から日本盲人カナタイプ協会に移っている。

この事務局移動がなぜ行われたかについては明らかではないが、日本盲人カナタイプ協会の創設者松井新二郎は昭和48年（1973年）から日盲社協の副会長に就任していること、同じ年には「録音カナタイプ作業所」を設置し運営を開始していること、昭和51年（1976年）には日本盲人カナタイプ協会を「日本盲人職能開発センター」として社会福祉法人化し、昭和55年（1980年）には東京都新宿区四谷本塩町に新社屋を建設し、通所授産施設「東京ワークショップ」を開設するなど、松井の事業には勢いがあったことなどによるものと推測する。

また昭和50年（1975年）に開かれた第23回の千葉大会で、日盲社協の法人化が決議されており、これを実現するために松井の手腕に期待が集まったのかもしれない。

その日盲社協の法人化であるが、先の千葉大会の翌昭和51年（1976年）には「体質改善に関する特別委員会」を組織し、実現に向けた検討に入った。その結果、事業体を持たない日盲社協独自の認可は不可能であるとし、社会福祉法人杉光会と合併することを前提として法人化をはかるとの結論が出た。

そしてその旨の提案が昭和54年（1979

年）に静岡県で開かれた第27回大会で出され、「事務局の強化をはかることと共通の利益を受けるよう執行部は努力すること」を条件に決議された。

かつて盲人の伝統的職業であった鍼・灸・按摩が明治に入り晴眼者に蚕食され始めたことは本稿の冒頭で述べたが、戦後になるとその傾向はますます強くなった。

この問題を放置できなくなった厚生省は昭和33年（1958年）、盲人たちに働く場所を与え更生を促進するため、翌年から毎年数か所ずつ盲人ホームの設置をはかることとした。

これを受けて、甲賀春一らが発起人となり、昭和34年（1959年）に社会福祉法人杉光会の設立認可を受け、東京都台東区に盲人ホーム杉光園を開設した。

この社会福祉法人杉光会が、形の上では日盲社協を吸収合併し、実質的には日盲社協が杉光園を直接経営することによって、そのシナジー効果から事務費などを出そうというのである。

こうして昭和56年（1981年）3月31日、日盲社協は社会福祉法人となった。「国際障害者年」という記念すべき年のことだった。

法人化により日盲社協の所在地は台東区の杉光園内に変ったが、そこは手狭であったためそれまでの日本盲人職能開発センター内の事務所は、日盲社協第2事務所として存続した。

なおこの年、日盲社協は長年の盲人福祉事業の実績が認められ、国際障害者年記念厚生大臣表彰を受けている。

また法人化に向けた検討のさなか、昭和52年（1977年）には会長が角田耕一に交代しており、角田は法人化後に

は理事長に就任している。

そのほかの発展期前期の大きな動きとしては、昭和 46 年（1971 年）、改正著作権法が施行され、著作物を点字図書にする際、あるいは政令で定められた施設で録音物にする際には、著作権者の許可を得る必要がなくなった。ここで政令で定められた施設とは「盲児施設、失明者更生施設、点字図書館、点字出版施設、盲学校図書館、盲老人ホームであって、国または公共団体の設置したもの、或いは公益法人の設置したものに限る」となっており、社会福祉法人ではない民間の施設や点字図書館ではない一般の公共図書館は、この範囲に含まれていなかった。

またこの時期の動きとしては、そのほかにも昭和 45 年（1970 年）、日本ライトハウスにおいて歩行訓練士の養成を開始。昭和 49 年（1974 年）、日常生活用具給付事業が開始され、テープレコーダー、盲人用時計などが給付の対象となった。昭和 52 年（1977 年）、第 1 回点字図書館館長会議開催。昭和 53 年（1978 年）、道路交通法改正により盲導犬が法定化。昭和 55 年（1980 年）、日本ライトハウスにおいて、点字編集・自動製版システムが実用化。昭和 56 年（1981 年）には国産初の点字プリンタが発売されるなど、この時期には発展期らしい明るい話題が続いている。

なお、昭和 55 年（1980 年）には「全国盲重複障害者福祉施設研究協議会」が発足している。これは盲重複者を対象とする施設を総合的に規定する法律がなく、それゆえ盲重複者は身体障害者福祉法の施設や精神薄弱者福祉法（現在の知的障害者福祉法）の施設、生活保護法の

施設などにばらばらに入所しており、これら施設における盲重複者の共通問題を研究するために結成されたものである。

また昭和 56 年（1981 年）には全国点字図書館協議会（現全国視覚障害者情報提供施設協会〔以下「全視情協」と略記〕）が任意団体として発足している。

この団体は、日盲社協が社会福祉法人化することの副作用として、会員である公立の点字図書館が、日盲社協会費を納入することが難しくなったことに対処するための「便法」として設立されたものであった。そのため理事会で承認される際には、同協議会が「日盲社協から分離又は独立するものでなく、日盲社協の点字図書館部会に所属するものであること」を念押ししている。

また同年には国立国会図書館が「点字図書・録音図書全国総合目録」の編纂を開始、全国点字図書館長会議で「点字・録音・拡大資料の相互貸借に関する申し合せ」が決まるなど大きな動きもあった。

さらにこの年には第 1 回点字指導員資格認定講習会が開催され、法人化後の新事業としての先鞭をつけている。

3. 発展期後期の日盲社協

前項で述べたように、国際障害者年と時を同じくして社会福祉法人となった日盲社協は、目論見通り助成金や寄付金が受けられやすくなった。実際、法人化 2 年目には、日本自転車振興会、丸紅基金、三菱財団、民謡協会、共同募金などから、施設長会議・専門職員研修会、目録・ハンドブックの製作費、杉光園修繕費などの名目で寄付や助成が得られている。

昭和 57 年度（1982 年度）の日盲社協

の事業計画をみると、こうした財務基盤を背景に、次のような充実した内容となっている。

1. 盲人ホーム杉光園の管理運営

(1) 入所者の資質及び技能の向上を図り、その自立更生を援助する。

(2) 将来杉光園の改築のため、土地については、大蔵省関東財務局に対し、払下げ交渉を、建物については、日本赤十字社東京都支部に対して譲渡交渉を行いその実現をはかる。

(3) 当面、建物の老朽化に対しては、修繕を行い、その整備に努める。

2. 事業部会および大会の開催

昭和 57 年度（1982 年度）事業部会および第 30 回全国盲人福祉施設大会を開催する。

3. 表彰および顕彰者の推せん

(1) 永年勤続施設職員および盲人福祉施設奉仕者（ボランティア）の表彰を行う。

(2) 盲人福祉施設関係者または民間協力者の国・地方公共団体等の表彰、褒賞、叙勲の推薦を行う。

4. 盲人福祉に関する連絡および助成

- (1) 盲人福祉ハンドブックを作成
- (2) 盲人用具総目録を作成
- (3) 点字図書館ハンドブック（点字版）を作成
- (4) 盲人更生援護施設職員ハンドブック（点字版）を作成
- (5) 盲人福祉施設要覧を作成
- (6) 点字出版図書総合目録を作成
- (7) 点字出版図書速報を作成

(8) 点字地図記号の調査研究

(9) 機関紙として『日盲社協情報』を発行

(10) 盲人ホームに関する実態調査を実施

(11) 日本愛盲シール委員会、日本盲人福祉委員会、国際障害者年日本推進協議会および日本点字委員会に引き続き加盟

5. 施設長会議および研修会の開催

(1) 施設長会議を各事業部会ごとに開催し、施設の円滑な運営管理をはかる。

(2) 盲人福祉施設専門職員研修会を各事業部会ごとに開催し、職員の資質の向上を図り盲人福祉の増進をはかる。

6. 講習会の開催

(1) 点字指導員資格認定講習会を開催し、点字図書館業務全般の理解と点字指導員の点訳技術の資質の向上をはかる。

(2) 録音指導員資格認定講習会を開催し、点字図書館業務全般の理解と録音指導員の録音技術の資質の向上をはかる。

7. 調査研究に関する委員会の設置

次の特別委員会を設置し、必要な調査研究を行う。

- (1) 点字指導法確立委員会
- (2) 録音に関する委員会
- (3) 図書館サービス研究委員会
- (4) 更生援護・収容施設に関する委員会
- (5) 盲人ホーム運営調査委員会
- (6) 盲人用具総目録委員会
- (7) 盲導犬事業に関する委員会
- (8) 点字地図記号の研究委員会

- (9) 叙勲等推せん委員会
- (10) 研修情報センター設立検討委員会

8. 陳情、要望および連絡調整

盲人福祉の増進をはかるため、厚生省を始め関係各省庁および国会関係委員会、同議員等に対し、陳情、要望を行うとともにあわせて関係諸団体との連絡調整を行う。

昭和 28 年（1953 年）に設立してしばらくの間の日盲社協は、各部会の要望などを取りまとめ、それを厚生省などにつないでいく役割が大きかった。しかし発展期後半ともなると、上記事業計画に見られるように、各部会が自主的に研修などを行うとともに、それに必要なハンドブックなどを作り、さらには点訳や録音ボランティアを育成するなどのために、指導員の資格認定制度まで用意し始めている。これは自然な流れとはいえ、大きな変化であるといつてよいであろう。

なお、ハンドブック類編纂の皮切りとなったのは、昭和 53 年度（1978 年度）に発刊された『盲人福祉ハンドブック』である。

その後、日盲社協は、昭和 58 年（1983 年）5 月、東京都から東京都失明者更生館（現東京視覚障害者生活支援センター）の経営を受託した。これについては、すでに日盲連が名乗りをあげていたが、角田耕一理事長が日盲連の村谷昌弘理事長と議論し、最終的に日盲社協が担うことになった。しかしこのことがあって、その後しばらくの間、日盲社協と日盲連はぎくしゃくした関係が続いた。

こうして日盲社協の法人化や東京都失明者更生館の経営受託などに手腕を発揮

した角田理事長だったが、昭和 61 年（1986 年）6 月、惜しくも急逝した。後を引き継いだのは、松井新二郎であった。なお、日盲社協の機関紙は昭和 62 年（1987 年）から『日盲社協通信』に名称が変わっている。この年の各部会参加施設数は合計で 182、内訳は点字出版部会 22、点字図書館部会 80、更生援護部会 38、収容施設部会 18、盲人ホーム部会 15、盲人用具部会 9 である。この年、更生援護部会は更生訓練部会に、収容施設部会は生活施設部会に変わった。この部会名の変更は、昭和 59 年（1984 年）に身体障害者福祉法が改正され、「収容させる」という言葉が「入所」に変わったことなどによるものと推測する。

1980 年代のその後の動きであるが、特徴的なのは「コンピュータ製版」「点字ワープロ」「パソコン点訳」「目録データベース」などの文字が、機関紙上に少しずつ見られ始めたことである。まさに「情報化時代」の到来である。

特に注目すべきは、昭和 63 年（1988 年）に日本 IBM が始めた点訳オンラインサービス「IBM てんやく広場」である。このシステムは、後に運営を日盲社協点字図書館部会特別委員会が引き継ぎ、今日の「視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）」へと発展している。この意味で、「IBM てんやく広場」が果たした歴史的意義は大きい。

第4章 変革期

1. 変革迫られる社会福祉

1990 年代、高齢化のスピードは早まり、平成 6 年（1994 年）には全人口の 14%

が高齢者となる「高齢社会」に突入した。また 1980 年代のバブル経済は終焉を迎え、その後 30 年にもおよぶデフレ経済へと移行した。平成 2 年（1990 年）には「老人福祉法等を一部改正する法律」によって福祉八法全体の改正が行われた。

これにより、老人福祉法と身体障害者福祉法で入所措置権限が市町村へ移譲、老人保健福祉計画の策定が義務化、在宅福祉サービスが法定化され第二種社会福祉事業になるなどの大きな変更があり、老人福祉と障害者福祉分野においては在宅福祉サービスと施設サービスが市町村によって一元的・計画的に提供されるようになった。

平成 5 年（1993 年）、心身障害者対策基本法が障害者基本法となり、この改正により精神障害者がはじめて法律で位置づけられた。また同改正により、都道府県と市町村の「障害者計画」策定が努力義務化された（現在は義務）。

平成 6 年（1994 年）、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）が制定され、不特定多数の人が利用する建築物等について、高齢者や身体障害者等が円滑に利用できるようバリアフリー化を義務付けた（同法は、平成 12 年〔2000 年〕に成立したいわゆる交通バリアフリー法と合体し、平成 18 年〔2006 年〕、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」〔バリアフリー新法〕となる）。

なおこの時期、高齢者のゴールドプラン、児童のエンゼルプラン、障害者の障害者プランなど、数値目標を伴うさまざまな計画が策定されている。このうち、障害者分野では平成 7 年（1995 年）、障

害者プラン（ノーマライゼーション 7 か年計画）が策定され、住まいや働く場の確保、社会参加の促進、入所施設の拡充などの重点課題の具体的な数値目標が掲げられた。

2000 年代に入ると高齢化はさらに進み、平成 19 年（2007 年）には高齢化率が 21 % を超える「超高齢社会」となった。こうしたなか、平成 12 年（2000 年）には介護保険法が施行された。それまで高齢者福祉を担ってきた老人福祉法に加え、社会保険制度としての介護保険法を制定することで、国民全てが保険料を負担して超高齢社会に備えたのである。また同年、社会福祉事業法が社会福祉法となり、契約制度などが導入された。

さらに平成 20 年（2008 年）、老人保健法が「後期高齢者医療の確保に関する法律」になり、後期高齢者医療制度が創設された。これら改正により、わが国の福祉は現福祉八法体制、すなわち生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、社会福祉法、後期高齢者医療の確保に関する法律による体制となった。

障害分野では、平成 15 年（2003 年）、「新障害者プラン（重点施策実施 5 か年計画）」が制定された。同プランでは、「入所施設は真に必要なものに限定する」と脱施設の方向性が鮮明になり、地域移行が進められるようになった。また同年には支援費制度が始まり、障害分野でも措置制度から利用者が受けたサービスを選ぶ契約制度に変わった。

これにより、社会福祉法人が競争市場に投げ出されることとなり、従来とは異なる経営視点が求められるようになって

た。

平成 16 年（2004 年）、障害者基本法が改正され、「障害者差別の禁止」がうたわれるとともに、都道府県障害者計画が義務化、市町村障害者計画は平成 19 年（2007 年）から義務化された。

平成 18 年（2006 年）、障害者自立支援法（後の「障害者総合支援法」）が施行され、身体、知的、精神が一元化されるとともに、障害程度区分によって统一的にサービスが受けられるようになった。また安定的な財源確保のため、国が費用の半分を負担する仕組みや利用者がサービス量に応じて一定額を負担する仕組みも作られた。

同年には国連で障害者権利条約が採択され、日本は翌年に署名した。そのため、この後の障害者政策においては、同条約の批准に向けて法整備を進めていくことになる。

平成 22 年（2010 年）、障害者自立支援法が改正され、1 割負担の応益負担を残しながらも、上限額を引き下げることによって実質的な応能負担へ変更になった。また同改正により、翌平成 23 年（2011 年）より同行援護が始まった。

平成 23 年（2011 年）、障害者虐待防止法が成立し、障害者虐待を発見した者に通報義務を課すなどが定められた。また同年、障害者基本法が改正された。同改正では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を「社会的障壁」とし、この「社会的障壁」の除去について、「合理的配慮」が義務付けられた。

平成 24 年（2012 年）、障害者総合支援法が成立し、3 障害に加えて難病も支

援対象となるとともに、障害程度区分は障害支援区分へと変わった。平成 25 年（2013 年）、障害者差別解消法が成立し、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めた。そしてこれら一連の法改正により、平成 26 年（2014 年）、日本は障害者権利条約を批准した。

以上のように、1990 年代以降、高齢化の進展と障害者権利条約の批准という内外の動きによって、福祉政策はめまぐるしく変化した。それに伴い、日盲社協の会員施設も、否応のない変革を迫られていくことになる。

2. 変革期前期の日盲社協

変革期にさしかかった平成 2 年（1990 年）の前後、日盲社協の経営を担ったのは松井新二郎だった。

松井理事長の時代に特徴的なのは「国際交流」という言葉が機関紙の随所に見られるようになったことである。全国盲人福祉施設大会の大会決議のなかにも、「盲人福祉に関する国際交流を深め、さらに発展途上国の援護の促進を図りたい」との文言が見られ始めている。これはおそらく、昭和 56 年（1981 年）の国際障害者年およびその後続いた「国連・障害者の 10 年」によって、わが国の障害者施策が大きく進んだ現実を目の当たりにして、国際交流の重要性を再確認したためであろう。

板山賢治がいうように、国際障害者年はわが国の障害者施策にとってまさに「黒船」だったのである。

なお、平成 4 年（1992 年）、「更生訓練部会」が「リハビリテーション部会」

に名称変更している。また同年、盲導犬訓練施設専門職員の養成研修が始まった。平成7年(1995年)には、音訳指導員資格認定講習会も始まっている。

9年にわたり日盲社協の理事長を務めた松井新次郎だったが、平成7年(1995年)3月、急逝した。後を引き継いだのは板山賢治であった。この年、参加施設数は207で、内訳は点字出版部会29、点字図書館部会90、リハビリテーション部会44、生活施設部会17、盲人ホーム部会15、盲人用具部会12であった。

板山は、理事長に就任するとすぐさま「行動する日盲社協」というスローガンを宣言し、1990年代を通じて変貌しつつあった障害者施策への対応を急いだ。また板山は、日盲社協の運営はなるべく当事者主体で行ってほしいとの考えから、本間昭雄(現名誉会長)を常務理事に据えた。板山の時代には、東京都失明者更生館をめぐるぎくしゃくしていた日盲連との関係を修復した。

また、芸術文化祭「愛・EYE フェスティバル」を開催し、視覚障害者の文化・芸術分野に世間の目を向けさせた。なお、平成8年(1996年)には、日盲社協の第2事務所が東京都失明者更生館内に移っている。これは松井新二郎の逝去を受けてのものであろう。

平成9年(1997年)、リハビリテーション部会の授産施設と三療師養成施設が盲人ホーム部会に合流し、作業・三療部会になった。これは、「盲人ホームを身体障害者通所授産施設として位置付ける」という第44回大会決議を具現化させるためのものであった。

平成10年(1998年)4月2日、厚生省通知「授産科目として三療(あん摩、

鍼、灸)を対象とすることについて」が出され、盲人ホームを授産施設に位置づけることが可能となった。これは、長年にわたる盲人ホーム部会の懸案が、一応の決着を見たものである。

また平成10年(1998年)4月、東京都失明者更生館は東京都視覚障害者生活支援センターに名称が変更された。

平成11年(1999年)4月、板山理事長は会長に退き、本間昭雄が理事長となった。

本間は、「和」を重んじることを日盲社協の方針とした。それぞれの部会は同業者の集まりであり、本来ならば他の事業者の先進的な取り組みや良いところを参考にし、自分の事業に反映させるべきものであり、それこそが日盲社協に参加しているメリットである。ところが、ややもすると会員同士が足の引っぱりあいをし、それが日盲社協の組織力を弱めていた。本間は、そのような日盲社協の実情を何とかしたいと思い、在任10年の間、会員相互の融和を説き続けたのであった。

平成13年度(2001年度)からは専門部を設けた。これは、従来の事業部会が縦割りで運営されてきたことの弊害に鑑み、組織横断的な部門を設けて日盲社協全体の課題を解決しようとするもので、組織部、財政部、広報部の3部が設置された。なお平成17年(2005年)には、本部事務所が新宿区住吉町に移転している。

本間理事長の時代には、平成13年(2001年)1月28日に第1回点字技能検定試験が実施されたことが大きい。

同試験は、点字に関する卓越した知識・技術を有する方に対して資格を付与する

ことにより、点字関係職種の専門性と社会的認知度を高め、あわせて点字の普及と点字の質の向上をはかることを目的としており、今日まで続いている。

同試験は平成 16 年度（2004 年度）からは厚生省認定の社内検定試験となった。また平成 17 年（2005 年）、作業・三療部会は「就労支援部会」に名称が変わっている。

変革期前期には、各部門の動きも激しい。平成 2 年（1990 年）に行われた福祉八法改正では、前述のごとく老人福祉および身体障害者福祉の措置権限が市町村に移行したことが大きい、そのほかにも従来の「点字図書館」が拡張され「視聴覚障害者情報提供施設」という枠組みに変わったことも目を引く。

これにより、点字出版施設が身体障害者福祉法に明確に規定された。さらには同年には厚生省社会局長通達「視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について」が出され、点字出版施設についても設備および運営の基準が定められた。

またこのことを背景に、平成 4 年（1992 年）、点字図書が日常生活用具給付事業の対象となった。これらは長年点字出版部会が要望してきたことであり、大きな変化だったであろう。しかしながら、先の法改正は点字出版部会には大きなメリットをもたらさなかったのか、機関紙上には法改正を好感する記事は見つからなかった。また点字図書給付事業についても、手続きが煩雑であることなどの批判があった。

その一方で、日盲社協点字図書館部会、全国点字図書館協議会は世の中の情報化・IT 化ともあいまって、先の法改正の好機をうまくとらえた。

平成 8 年（1996 年）、「全国点字図書館協議会」は「全国視覚障害者情報提供施設協議会」となり、翌年、日盲社協の「点字図書館部会」は「情報サービス部会」に名称が変更された。

これより前の平成 5 年（1993 年）4 月には、点字図書館部会は IBM てんやく広場を「特別委員会」として吸収するとともに、早い段階から全国の点字図書館のネットワーク化を模索していた。

1990 年代後半になると、デイジー図書の出現（平成 10 年〔1998 年〕4 月、シナノケンシより「プレクストーク」の発売開始。同年度の補正予算で、各点字図書館などにプレクストークが配備される）や各家庭へのインターネット接続の普及などの追い風もあり、日盲社協情報サービス部会、そして全国視覚障害者情報提供施設協議会は、てんやく広場を中核に、各種ネットワークの統合化を進め、厚生省がもくろんだ「視聴覚障害者情報提供施設」のイメージを少しずつ具現化していったのである。

なお、全国視覚障害者情報提供施設協議会は、平成 11 年（1999 年）に「全国視覚障害者情報提供施設協会」に名称を変え、平成 13 年（2001 年）には特定非営利活動法人となっている。

2000 年代に入ると、点字出版部会は新たな方向性を模索し始めた。その一つが点字サインの問題である。

平成 6 年（1994 年）のハートビル法の制定などにより、点字を知らない新規参入業者が増え、点字サインなどに間違った点字表記法や不統一な設置法のものが目立ち始めた。このため、平成 12 年（2000 年）より点字出版部会が点字サイン標準化のための委員会を設置し、検

討を重ね、政府に働きかけを行った。その結果、平成 18 年（2006 年）3 月、「高齢者・障害者配慮設計指針 一点字の表示原則及び点字表示方法 一 公共施設・設備」（JIS T 0921:2006）が制定された。

また平成 19 年（2007 年）3 月には「高齢者・障害者配慮設計指針 一 触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法」（JIS T 0922:2007）が制定されるなど大きな成果を上げた。

点字出版部会のもう一つの方向性は、選挙公報の点字化である。これについては従来から一部地方選挙などで行われていたが、これを国政選挙に拡大しようとしたのである。

その結果、平成 16 年（2004 年）7 月に行われた参議院選挙の際、「選挙情報支援プロジェクト」を組織して全国 19 の選挙管理委員会より注文を受け、1 万部の選挙公報完全点訳版「選挙のお知らせ」を発行した。以後、この取り組みは「選挙のお知らせ全文音声版」、さらにその後は拡大文字版へと広がった。

一方、比較的静穏であった生活施設部会の盲老人ホームにも 2000 年代に入ると介護保険法の施行を皮切りに激動の時代が訪れた。平成 17 年（2005 年）には老人福祉法が改正され、養護老人ホームの入所要件が「環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なもの」とされ、「身体上若しくは精神上」の規定が外された。

加えて平成 18 年（2006 年）に行われた三位一体の改革とあいまって、財政基盤の弱い自治体では措置控えの傾向が現れ始め、多くの盲養護老人ホームでは定員割れを見せ始めた。

その後平成 18 年（2006 年）の介護保

険法改正により、養護老人ホーム入所者が介護保険のサービスを利用できるようになるとともに、養護老人ホームが外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けることができるようになった。

また、平成 18 年（2006 年）に施行された障害者自立支援法では、身体障害のほかに知的障害や精神障害を含めた一元的な福祉サービスを規定するとともに、利用者負担を応益負担とし、さらには施設の体系が見直されるなどかつてない大きな変化であった。そのため、関係するリハビリテーション部会、就労支援部会、生活施設部会などの各施設では、これらの変化への対応に苦しんだ。

そのほかの変革期前期の動きとしては、平成 5 年（1993 年）、日常用具給付事業に拡大読書器が加わった。

平成 12 年（2000 年）に成立したいわゆる社会福祉基礎構造改革により、盲導犬訓練施設が身体障害者福祉法上の法定施設となった。

平成 14 年（2002 年）、身体障害者補助犬法が成立した。

平成 13 年（2001 年）、点字ブロックの JIS 規格である「視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」（JIS T9251）が制定された。

平成 18 年（2006 年）、盲人用具部会はサイトワールドを企画し、第 1 回を開催した。

3. 変革期後期の日盲社協

平成 21 年（2009 年）、本間昭雄は名誉会長となり、茂木幹央が理事長となっ

た。茂木理事長の下、常務理事が1名増員され3名となり、「杉光園改築委員会」という新しい委員会が誕生した。

東京都台東区にある杉光園は、昭和9年（1934年）に建築された木造モルタル造りの2階建てで、老朽化が激しく耐震上も問題であった。茂木理事長はこの杉光園の建物を建て替え、盲人ホームと日盲社協本部の事務所機能を備えたものにするのを考えた。

そして日盲社協が東京都杉並区に所有する土地を処分し、茂木理事長自らも私費1800万円余りを投入するなどして資金の目途を得、平成23年（2011年）3月、東京都台東区の杉光園の敷地に鉄骨造り5階建て、建坪182.45㎡の建物が完成した。

名称は「日盲社協会館」とした。また茂木理事長の時代には、平成21年（2009年）が点字の発明者ルイ・ブライユの生誕200年および日本点字の考案者石川倉次の生誕150年にあたることから、11月1日の点字制定記念日にイベントが行われ、日盲社協も「点字の資料展」を開催した。

また平成22年（2010年）には、東京都視覚障害者生活支援センターのサービス内容も先の障害者自立支援法に対応すべく見直され、入所を廃止して通所のみとし、従来の機能訓練に新たに就労移行支援を加えた多機能型事業所となった。

同年、リハビリテーション部会と就労支援部会が統合し、自立支援施設部会となった。これにより、部会数は5つとなった。さらにこの年には、従来の「ないぶネット」と「びぶりおネット」を統合しさらに機能を強化した視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）も運用を

開始している。なお、これら情報提供システムの実現には、それまで何度か繰り返されてきた著作権法の改正の寄与も大きい。

平成23年（2011年）3月11日、東日本大震災が発生し、東北および関東地方に未曾有の被害をもたらした。多くの視覚障害者が被災するとともに、日盲社協会員施設も被害を受けた。一部の施設は避難所となり、業務も一時停止した。

視覚障害者関係としては、日盲委が中心となり災害対策本部を立ち上げ、災害時にはとにかく見過ごされがちになる視覚障害者に救援の手を差し伸べた。また日盲社協単独の義援金の募集も行った。

この震災の年、理事長が高橋秀治に代わった。同じ年には障害者自立支援法が一部改正され、同行援護が全国一律の福祉サービスとなった。

平成25年（2013年）には障害者総合支援法が施行された。さらには福祉事業への株式会社の参入にともなう「イコールフットィング」の議論が始まり、平成19年（2017年）には社会福祉法人に組織ガバナンスの強化や地域における公益的な取り組みなどを求めた改正社会福祉法が全面施行された。

これらにより、会員施設は度重なる圧力にさらされて対応に追われた。平成27年（2015年）5月、日盲社協の本部事業の一つとして、同行援護事業「レッツゴー事業所」が始まった。しかしこの事業は、残念ながら平成30年（2018年）11月をもって撤退することになる。

平成29年（2017年）4月から、東京都視覚障害者生活支援センターは東京都の指定管理を離れ、日盲社協に民間移譲され、名称も「東京視覚障害者生活支援

センター」となった。これにより、同センターの収入は利用者の数に左右され、難しい舵取りが求められるようになった。

平成 31 年（2019 年）、理事長が舩尾政美に代わった。この年の 7 月 2 日、厚労省通知「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」が出された。

これは、自治体の措置控えにより年々経営が難しくなってきた養護老人ホームについて、実は定員の 20 % までは自由契約による入所が可能であるとする古い通達が存在し、これについて各自治体に再確認をうながすものであり、措置控え問題について何年もの間生活施設部会が要望してきたことに対する厚労省からの一つの回答であった。

翌令和 2 年（2020 年）には新型コロナウイルスの感染拡大が始まった。そのため、この年に予定されていた第 68 回大会（滋賀大会）は中止を余儀なくされた。また各部会の研修会などもきなみ中止となるとともに、特に通所系では事業継続に大きな困難を生じた。

令和 3 年（2021 年）、理事長が長岡雄一に代わった。この年の大会は、11 月、東京視覚障害者生活支援センターを配信会場にオンラインで行われた。それから 2 年、新型コロナウイルスは大きな波を繰り返しながら鎮静化し、感染症法上の 5 類扱いとなった。そのため日盲社協会員施設も少しずつその後遺症から抜け出しつつある。

また令和 5 年（2023 年）4 月から、盲人ホーム入所者の同行援護サービスおよび補装具・日常生活用具の支給について、居住地特例が適用されるようになっ

たことも明るい知らせである。

終章

以上、日盲社協の 70 年のあゆみを駆け足でみてきた。そこには、ときに福祉拡大の波に乗り、またときに福祉見直しの荒波に翻弄されながら、視覚障害当事者により良いサービスを提供しようとする、会員施設とその総合体としての日盲社協の地道で粘り強い活動があった。

筆者は、福祉の必要のない社会こそが理想だと思っているが、当分そのような社会はやってきそうにない。ユニバーサルデザインが浸透し、iPhone のボイスオーバーに代表されるような、製品そのものに最初から支援機能が備わることは、視覚障害者にとってこの上ない恩恵であろう。

ただ、どんなに製品や制度が進歩したとしても、そこには必ずそれが届かない、あるいは活用できていない人がいるものである。筆者の肌感覚では、障害者福祉の制度を活用できている人はせいぜい 2 割ほどであると思える。残りの 8 割の障害者には、必要なものがまだ届いていないのである。

そういうところにも、長岡理事長が提唱する「連携」の行先があると思える。日盲社協に課せられた使命は、今後とも大きいといえよう。

資料・文献リスト

資料

- 中央盲人福祉協会『盲導犬の訓練と歴史』
中央盲人福祉協会（1940）
- 岩橋武夫「巻頭言 秋の論題 3 つ」『黎明』
（165）、1-5（1952a）
- 岩橋武夫「巻頭言 日本盲人社会福祉施設連
絡協議会の誕生」『黎明』（166）、1-6（1952b）
- 「日本盲人社会福祉施設協議会規約」（年月
日不明）
- 編集責任者中島俊一『社団法人大阪盲人福
祉協会 三十年史』大阪盲人福祉協会（1962）
- 「日本盲人社会福祉施設 規約並びに会則」
（1967）
- 京都ライトハウス 20 年史編集委員会『京都
ライトハウス 20 年史』京都ライトハウス 20
年史編集委員会（1984）
- 10 周年記念誌編集委員会『新しき第一歩：
創立七十周年記念誌』社会福祉法人東京光の
家（1990）
- 日本盲人社会福祉施設協議会・創立 50 周年
記念誌編集委員会『社会福祉法人日本盲人社
会福祉施設協議会 創立 50 周年記念誌』日本
盲人社会福祉施設協議会（2003）
- 編集人福山博『視覚障害者とともに 創基 80
周年／設立 70 周年 東京ヘレン・ケラー協会
のあゆみ』東京ヘレン・ケラー協会（2020）

文献

- 厚生省 50 年史編集委員会編『厚生省 50 年
史』厚生問題研究会（1988）
- 松井新二郎『指さきの目 オプタコン』日本
盲人職能開発センター（1990）
- 日本点字図書館 50 年史編集委員会『日本
点字図書館 50 年史』日本点字図書館（1994）
- 眞野哲夫編集『点字毎日創刊 80 周年記念出
版 激動の 80 年』毎日新聞社（2002）
- 本間律子「第 4 章 ルイ・ブライユ ― 点字
の父 ―」『人物でよむ西洋社会福祉のあゆみ』

ミネルヴァ書房、46-52（2013）

本間律子「日本最初の盲人専用軽費老人ホ
ーム「聖明園」の設立過程 創立者本間昭雄の
視点から」『社会福祉学』56（3）、14-28（2015）

本間律子「常盤勝憲と日本最初の盲人専用
老人ホーム」『福祉についての歴史歴史にと
つての福祉 人物で見る福祉の思想』ミネルヴァ
書房、219-43（2017）

本間律子『盲人の職業的自立への歩み』関
西学院大学出版会（2017）

本間律子「点字ブロックの誕生 ― 三宅精
一と岩橋英行の友情物語 ―」『慈愛と福祉
岡山の先駆者たち 2』吉備出版、206-47（2020）

本間律子『岩橋武夫が日本の障害者福祉の
発展に果たした役割と今日に残した遺産』『温
故叢誌』（76）、51-5（2022）

厚生労働省「厚生白書」、「厚生労働白書」
(https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/old.html)（2023/4/1）

日本法令索引「国会会議録検索システム」
(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>)（2023/5/1）

日本点字図書館「日本点字図書館の歴史」
(<https://www.nittento.or.jp/about/history/honma.html>)（2023/5/10）

日本視覚障害者職能開発センター「沿革」
(<https://www.jvdc.jp/about/history/>)（2023/5/15）

注

1) 本稿では、視覚に障害のある人に関する
歴史的な事象を表現したり、それをもとに論
証したりする際、視覚に障害のある人を指す
用語として「盲人」を用いる。これは、引用
文中や組織の名称に「盲人」が多用されてい
るためである。

2) 「障害」という表記については、「害」の
字を嫌う向きもあるが、本稿では歴史的な事
象を扱っているため、法律用語としての「障害」
に統一した。



「選挙情報」事始め ——点字出版部会が「点字選挙公報」 製作を開始するまで——

参与／視覚障害者支援総合センター創設者 タカハシ ミノル 高橋 實

日本盲人福祉委員会（日盲委）の視覚障害者選挙情報支援プロジェクト（以下、選挙プロジェクト）は、日盲社協と連携して、全国の視覚障害有権者の選挙権行使を支援するために、点字、録音および拡大文字等による選挙公報（選挙のお知らせ）を発行する事業である。

この選挙プロジェクト点字版は日盲社協点字出版部会が、録音版は同情報サービス部会が担当しており、現在、国政選挙において全国展開している。しかし、ここに至るまでには紆余曲折と先人達のなみなみならぬ尽力があった。

本来この一文を草するのは、私の後任の点字出版部会長として選挙プロジェクトに至る実務を果たし、その後、日盲社協常務理事や理事長を歴任した高橋秀治氏が適任である。だが、同氏は残念ながら病のため担当できそうにない。そこで、老体に鞭打って筆者が、同氏が過去に残した草稿に手を加えて、最後の務めを果たそうと思う。

不十分な選挙情報保障

日本国憲法第 21 条 1 項は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定しているが、この中には知る権利も含まれている。

そこで国民が選挙権を行使して、1 票を投ずるに当たって、候補者の政策等を知るために、公職選挙法第 167 条 1 項では、「衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会（選管）は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、一回発行しなければならない」と規定している。

だが、視覚障害有権者は、過去には最低限の選挙情報さえ点字や音声等で提供されてこなかったため、投票に当たっての十分な情報が与えられないまま 1 票を投ずるしかなかった。このため笑うに笑えない過誤も発生した。

昭和 37 年（1962 年）7 月 1 日に行われた第 6 回参議院議員通常選挙に際して日本盲人会連合（日盲連、現日本視覚障害者団体連合）は、全国区（当時）に自由民主党から立候補した江藤智^{エトウアキラ}参議院議員を推薦した。

ところが、茨城県の投票所において「イトウ」と点字で書いた票が大量に投じられたので、当時、点字投票の開票を担当した盲学校の教員らは、この事態をとて深刻にとらえた。というのは、茨城県では「エ」と「イ」がしばしば逆転する

ので、「エトウ」氏に投票するつもりで、多くの視覚障害有権者が「イトウ」と点字投票したのではないかと考えたのだ。

実際に同選挙の全国区には結局落選したが、伊藤義賢（仏教民和党総裁）という泡沫候補が立候補しており、点字で「イトウ」と書いたなら同氏の票になったはずである。

なお、同選挙で伊藤氏は落選し、江藤智氏は当選した。

点字投票実現運動

点字による投票が有効であることは、大正 14 年（1925 年）に制定された成年男子による普通選挙を規定する法律である衆議院議員選挙法第 28 条に、「投票ニ關スル記載ニ付テハ勅令ヲ以テ定ムル點字ハ之ヲ文字ト看做ス」と規定されたことによる。そして、昭和 3 年（1928 年）2 月 20 日に執行された第 16 回衆議院議員総選挙（第 1 回普通選挙）から点字投票が実施されたが、それまでには先人達のためゆめ努力があった。

例えば、大正 12 年（1923 年）12 月、愛知県において愛知県盲人点字投票有効期成連盟が結成され、その後名古屋市中、尾崎行雄など多数の代議士を迎え、2 万人規模で東海普選民衆大会を開き、「盲人の点字投票を認めよ」との大会決議が採択された。また『点字大阪毎日』（現『点字毎日』）の編集長であった中村京太郎は、紙面でこの運動を大きく取り上げるとともに、盲人団体の大集会を開催するなど点字投票公認に向けて活躍した。

公的保障のない点字選挙公報

選挙権行使のためには、立候補者の政

見を知る必要があるが、それがなければ、投票権は有名無実となる。この選挙公報の発行について、現在の公職選挙法第 167 条①には次の記述がある。

「衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、一回発行しなければならない」。

だが、「点字による選挙公報発行」の記述はどこにもない。ただ、すべての選管が点字選挙公報を避けていたわけではない。先に述べた「イトウ」との過誤投票疑惑があった翌年、昭和 38 年（1963 年）11 月の衆院選から『点字毎日号外 選挙のお知らせ』を発行した。

これは立候補者の氏名等最低限の情報を点字で提供するなら、第 6 回参議院議員通常選挙におけるような勘違い投票はあり得ないという考えからであった。

このため内容は選挙公報全文掲載ではなく、「選挙名鑑」という立候補者 1 人の情報量は点字で 5、6 行の簡略版だった。これを選管が買い上げて視覚障害有権者に配布したが、その法的な根拠は、公職選挙法第 6 条の「選挙に関する啓発、周知等」という条文である。

この『点字毎日号外 選挙のお知らせ』は、点字毎日の東京移転が中止になったため、その点字印刷設備を受け継いだ東京ヘレン・ケラー協会点字出版局（現点字出版所）が昭和 43 年（1968 年）の第 8 回参議院選挙から引き継いで発行することになった。そして昭和 45 年（1970 年）に『点字ジャーナル』が創刊されると、『点字ジャーナル号外 選挙のお知らせ』として発行された。

進まぬ全文点訳版選挙公報

点字による「選挙のお知らせ」が普及するなかで、選挙公報の全文点訳版も少しずつ増えてきた。平成2年（1990年）の衆院選で選挙公報の全文点訳版を発行したのは、京都、神奈川、滋賀、奈良、高知、佐賀、宮崎の7府県だった。

その後、選挙情報としての簡略版の広がりがあったが、選挙公報の全文点訳版発行は、なかなか全国に広がらなかった。

日盲連は毎年の全国大会決議のなかに「国は責任を持って点字選挙公報を発行せよ」との項目を入れていた。しかし、交渉のなかで明らかになった国や選管の見解は次の通りであった。

(1) 点字選挙公報を発行してよいという法律がない。

(2) 公報は、候補者の墨字原稿をそのまま印刷するものだが、点字にすると字数がオーバーする。

(3) 漢字仮名交じり文を点訳すると、同音異義語や難しい言葉が続くと候補者の意志が正しく伝えられなくなり、結果次第では不公平になったり、選挙違反の恐れが出てくる。

(4) 点字公報の配布対象が把握しにくく、配布漏れがあれば、点字使用者に不平等を招く。

このほか、公報の全文点訳版の発行が困難な理由として、(a) 予算がない、

(b) 公示から投票日までの時間が少ない、(c) 選挙公報を点訳する出版施設が少ない、(d) 各選管の姿勢の問題、などが指摘された。

全国規模のアンケート調査

平成12年（2000年）4月当時、筆者

は点字出版部会の部会長をしていたので、全国748選挙管理委員会にアンケート調査を実施することを提案し、69%の選管から回答を得た。

その結果は、(a) 技術的に無理、(b) 公平性に難がある、(c) 利用者の希望がない、(d) 広報のテープ版に載せた、(e) 配布方法が困難、という極めて消極的なものであった。

これを受けて点字出版部会は、平成14年（2002年）6月に、点字選挙公報の発行実現に向けて本格的に取り組むための「選挙情報ワーキンググループ」を設け、職員研修会などで「選挙公報問題」を取り上げ、翌年5月に88点字図書館と29点字出版所に選挙情報についてのアンケート調査を実施した。

回収率は点字図書館73%、点字出版所69%で、国政選挙を手がけている点字図書館は16施設、点字出版所は8施設に過ぎなかった。

だが、選挙公報点字版・録音版製作への今後の取り組みについては、「点字版製作に積極的にかかわりたい」20点字図書館・19点字出版所、「録音版製作に積極的にかかわりたい」14点字図書館・2点字出版所、「やれそうなものから取り組みたい」17点字図書館・6点字出版所、「単独では無理だが共同製作なら参加したい」5点字図書館・5点字出版所と、多くの施設が意欲を示した。

選挙プロジェクトの発足

点字出版部会ワーキンググループは、平成16年（2004年）7月11日執行の第20回参議院議員通常選挙から選挙公報の全文点訳版を発行するために、次のよ

うな体制を作ることにした。

(1) 短期間で大量の点字選挙公報を発行するのは、大きな施設でも単独では不可能なので、目的を同じくする施設同士が共同製作体制を作る。

(2) 平成 16 年 (2004) 3 月、点字出版部会 18 施設と日盲連点字出版所により、選挙プロジェクトを発足させ、日盲連、日盲社協、全国盲学校長会で構成する日盲委の傘下で活動する。

(3) 選挙公報の点訳版発行が、公職選挙法第 148 条 (注) に基づき報道・評論の一環として認められているので、毎日新聞社の理解を得て、題字を『点字毎日号外 選挙のお知らせ』とする。

こうして『参議院比例代表選出議員選挙 選挙公報』の全文点訳版発行に取り組んだが、選管の買い上げは全体の 2 割弱 (9,265 部) であった。

続く平成 17 年 (2005 年) 9 月 11 日執行の第 44 回衆議院議員総選挙でも、選挙公報全文点訳版発行の普及に努め、あわせて第 20 回最高裁判所裁判官国民審査の『審査公報』全文点訳版発行も行い、『衆議院比例代表選出議員選挙 (北海道・東北・北関東・南関東・東京・北陸信越・東海・近畿・中国・四国・九州選挙区) 選挙公報』の全文点訳版を買い上げた選管は全体の半数に迫り (2 万 2 千部)、『最高裁判所裁判官国民審査公報』は 1 万 5 千部に達し、国政選挙での選挙公報全文点訳版発行の流れを確かなものとした。そして同年の 6 月、「選挙のお知らせ」では全文点訳版・簡略点訳版とも長い経験を持つ東京ヘレン・ケラー協会点字出版所が選挙プロジェクトへの参加を表明し、ここに点字出版界は一つにまとまった。

平成 19 年 (2007 年) の参院選において、選挙プロジェクトは 21 施設で「点字版選挙公報」製作にあたり、「比例代表」と「選挙区」の全文点訳版を発行した。

(注) 公職選挙法第 148 条 (新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由) には次の様な記述がある。

「この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定 (第百三十八条の三の規定を除く) は、新聞紙 (これに類する通信類を含む。以下同じ) 又は雑誌が、選挙に関し、報道及び評論を掲載するの自由を妨げるものではない。但し、虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

2 新聞紙又は雑誌の販売を業とする者は、前項に規定する新聞紙又は雑誌を、通常の方法 (選挙運動の期間中及び選挙の当日において、定期購読者以外の者に対して頒布する新聞紙又は雑誌については、有償である場合に限る) で頒布し又は都道府県の選挙管理委員会の指定する場所に掲示することができる。

3 前二項の規定の適用について新聞紙又は雑誌とは、選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、次に掲げるものをいう。ただし、点字新聞紙については、第一号口の規定 (同号ハ及び第二号中第一号口に係る部分を含む) は、適用しない。
(以下略)

選挙公報点字表記委員会

平成 21 年 (2009 年) の衆院選を含め選挙プロジェクトは 4 回の国政選挙を手がけた。当初は、誤りなく投票日に間に合うように製作することに集中したが、

その後、しばしば点字表記が持つ独特の性格と、基本的には「墨字原文のまま」を求める公報の性格をどう調整するかという難問を、最終校正を担当する点字毎日が提起した。

そこで選挙プロジェクト事務局は、これらについて検討する委員を加盟施設から選んで、選挙公報点字表記委員会（渡辺昭一委員長）を発足させ、次回国政選挙までに答申するよう委託した。

第1回委員会の検討事項は、(a) 点字表記上の諸問題の解決、(b) 各点訳担当施設等と点字毎日との連絡・調整の方法について手順の確立、(c) 委員会での合意事項を選挙プロジェクト全施設に確実に伝達し次回作業に臨むために「研修会」を開催する、(d) 委員会の成果の事後検証の必要性について、であった。

選挙公報点字表記委員会は平成21年(2009年)12月11日から平成22年(2010年)4月7日まで計5回の委員会を開き、熱心な討議の末に4月15日、当時の日盲会笹川吉彦理事長に答申し、一旦解散した。

そして、平成22年(2010年)7月11日執行の参議院議員通常選挙を目前に控えた研修会では、同委員会の元委員が、答申内容を選挙プロジェクト参加施設等に伝えた。

ところが同参院選において、選挙プロジェクト参加施設以外の施設等が作製した選挙公報について、点検の必要性が生じ、元委員に呼びかけて点検作業を行った上で、10月2日にまとめの会議を開いた。この会議の席上、選挙プロジェクト事務局から委員会の常設化が提起され

委員就任が委嘱された。

こうしてその後、点字表記に関する問題が生じたときは、前述したような検討が選挙公報点字表記委員会において繰り返され、点字表記の難問は、一つずつ解消されつつある。

選挙プロジェクトの実績

点字選挙公報の発行部数は、選挙プロジェクトに加盟していない地域の点字図書館や視覚障害者協会が選管の依頼を受けて独自に発行した部数と選挙プロジェクト制作数を合計すると、全国で5万部を超えた。また、かねてより利用者から選挙公報の音声版発行を望む声があったが、音声版と拡大文字版(音声コード付き)は平成19年(2007年)の参院選から実現した。

平成21年(2009年)の衆院選における選挙公報音声版の制作数は比例区1万5,428巻、国民審査1万3,679巻、拡大文字版は比例区2,285部、国民審査1,825部であった。同点字版は比例区3万8,597部、小選挙区3万5,023部、国民審査3万8,380部であった。

31万5千人といわれる視覚障害人口に比して、これらの配布数は少な過ぎるが、その背景には点字使用有権者名簿が整えられていないという事情がある。

選挙公報の点字による表現はいろいろな問題点を明らかにするが、私たちは一応の到達点に立って、今後も全国各地域で独自に制作してきた組織とさらに連携を強めて、視覚障害有権者の選挙権行使を支援するべきだと考えている。

(視覚障害者支援総合センター元理事長)

五部会と二運営施設の活動

点字出版部会：25施設

情報サービス部会：85施設

自立支援施設部会：51施設（日盲社協が運営する下記2施設を含む）

生活施設部会：19施設

盲人用具部会：18施設

盲人ホーム 杉光園

東京視覚障害者生活支援センター



点字出版部会の活動



理事・点字出版部会長 ヒゴ マサユキ 肥後 正幸

日本点字は明治 23 年（1890 年）に制定されたが、当時は読むべき点字図書がほとんどなかった。そこで各地で盲学校卒業生が中心となり、手探りで点字出版を開始した。このため点字出版は視覚障害関係事業のなかでは 100 年以上という、最も長い歴史を誇っている。

昭和 28 年（1953 年）に設立された日盲社協においても点字出版部会は、設立当初から積極的に点字文化の普及と視覚障害者への情報提供、社会参加に寄与してきた。

現在、わが点字出版部会には社会福祉法人を中心に全国 25 施設が加盟しており、さまざまな点字出版物を発行して視覚障害者へ提供している。

そのため点字出版部会では、「点字出版図書データベース」を構築して『点字図書出版速報』『点字出版図書総合目録』を発行している。

また、視覚障害者への行政情報提供が、地域によって大きな格差があるので、自治体広報紙誌の点字版を発行していない

自治体に対して、普及に向けての啓発活動を行っている。

毎年、点字出版等の質を高めるためと、人事交流を目的として職員研修会を開催している。

また、点字出版部会の事業を決定するために、事業部会も開催している。

そのほかに点字出版部会は、以下の事業を実施している。

点字図書給付事業

視覚障害者にとって点字図書は必要不可欠なものであるにもかかわらず、一般の墨字図書と比べると非常に高価になる。そこで、行政によるその価格差の補償が要望されてきた。

そして平成 4 年（1992 年）から点字図書給付事業（価格差補償制度）が制定され、厚生省（現厚生労働省）と地方自治体からの補助により、点字図書が墨字原本と同一価格で購入できることになり平成 18 年（2006 年）まで実施された。

その後、点字図書の購入に対する公費助成は、「日常生活用具給付等事業」に位置づけられ障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、実施主体の市町村の判断により決定されるようになった。

制度上は視覚障害者の利便を十分に考慮して実施することとされているが、財政状況の違い等により、自治体間で明らかな格差がみられる。視覚障害者の読書環境の保護、促進のためにもより使いやすい制度にすべく、さらなる改善を目指している。

点字サイン

視覚障害者を安全・円滑に誘導するために考案されたものの一つに点字サインがある。

この点字サインについて、表記の誤りをなくし、記号等の統一をはかるため、点字出版部会を編著者に『視覚障害者の安全で円滑な行動を支援するための点字表示等に関するガイドライン』が日盲社協から平成 14 年（2002 年）に発行された。

このガイドラインに基づき、点字サインは JIS 規格が制定されており、点字出版部会は視覚障害者の安全で円滑な移動のために点字サイン JIS 規格の普及に努めている。

選挙公報の点訳

視覚障害者に晴眼者と同様の選挙情報を伝えるために日本盲人福祉委員会の

「視覚障害者選挙情報支援プロジェクト」に参加して、「選挙のお知らせ（点字版）」を、『点字毎日号外 選挙のお知らせ』として点字出版部会が担当して製作している。

また、点字版もいずれは公式な「選挙公報」として認められるよう関係各所へ働きかけを行っている。

点字製作物審査委員会

平成 28 年（2016 年）に施行された「障害者差別解消法」では、障害者に対する「不当な差別的取り扱い」を禁じ、「合理的配慮の提供」を求めている。これにより、障害のある人もない人もともに暮らせる社会を目指すとうたっている。

この法律に基づき、多くの公共施設等でパンフレット等を点訳する動きが広がっている。これらの点訳物が正しい点字で点訳され、視覚障害者により多くの正しい情報を伝えるよううながすことも点字出版部会の役目である。

自治体広報等の点訳にあたり、点字出版とは関係のない一般の印刷会社が請け負うことがあり、専門知識不足のため誤りの多い点訳による極めて読みにくい、誤解を与える劣悪な点字印刷物の発行が見受けられる。このため点字使用者が困惑する事態となった。

そこで当部会はその対策のための審査委員会を設置した。そして点訳の誤り、間違った使い方などを指摘して、正しい点字を用いて点字広報誌等を発行してもらうよう、自治体等へ注意をうながす活動を行っている。

電子教科書の発行

従来より点字出版部会の理療教科用図書出版会は、日本理療科教員連盟と協議して視覚特別支援学校理療科用電子教科書の供給を令和 5 年度（2023 年度）より UD ブラウザ版と点字データ版により開始した。

最大の課題となった不正コピー防止について、弱視者用は慶應義塾大学の協力により、教科書・教材閲覧アプリ「UD ブラウザ」の仕様により暗号化して提供することにした。

また、点字版は（有）エクストラとケージーエス（株）両社の協力による「理療科用電子教科書点字データ版暗号化システム」を用いて提供することにした。

点字出版部会の課題

現在、最大の課題としては、点字自動製版機、点字印刷機の新規購入や保守・

整備の問題である。

点字出版施設には公的助成金が出ないことから、各出版所ともメンテナンスに苦慮している。老朽化した機械・設備をどう保守・整備して使い続けていくかには、点字出版の未来がかかっている喫緊の課題である。

各点字出版所のもう一つの課題は、人手不足と職員の高齢化である。

点訳・作図といった専門的な分野は、多年にわたる経験が不可欠だが若い職員がなかなか定着しない実情がある。

また、どの点字出版所も限られた人員で日常業務に従事しているため、「選挙のお知らせ」など、緊急を要する多忙な業務に人手をさげず、請け負えない施設が出てきている。

点字文化を継承し次世代へと伝えていくため人員を定着させ、点訳等の専門家を育成することは、われわれに課された最も重要な課題である。

情報サービス部会の活動



前情報サービス部会長 オカモト ヒロミ 岡本 博美

昭和 63 年（1988 年）に日本アイ・ビー・エムの大きな支援でスタートした「てんやく広場」は、「ないーぶネット」「ビブリオネット」を経て現在の「サビエ」へと発展し、今や視覚障害の枠を超えた利用者の拡大も期待される目覚ましい変遷を遂げてきた。

平成 2 年（1990 年）の「身体障害者福祉法」の改正で、「点字図書館」が「視覚障害者情報提供施設」の中に包含後、「視覚障害者情報センター」等に改称された施設も少なくないが、加盟施設の約半数近くが「点字図書館」としてその名を残しながら、日本点字図書館をはじめ多くの情報提供施設が、図書館業務とともに日常生活を含む視覚障害者支援事業等を幅広く展開している。

さらには、平成 8 年（1996 年）11 月に「点字図書館部会」から「情報サービス部会」に、「全国点字図書館連絡協議会」から「全国視覚障害者情報提供施設協会」へと改称した。当時の川越部会長は、改称のねらいについて「ノーマライゼーションや社会参加を考えると、情

報に格差があるのは社会的ハンディキャップそのものであり、視覚障害者にとって、高度情報社会はまさにバリア・フルであり、ともに生きられるよう情報提供施設は努力し、模索しなければならない。時代に沿い、その時代の情報環境が求める設備や機能、技能で対応し、豊かな目の代わりを果たすことが私たちの役割である。時代の大きな変革を認識したため」と大きな目標を掲げられた。豊かな目の代わりを果たす役割、時を経てもなお、そうした目標が継承され私たちはさらなる新しい事業運営を展開する時期にきているのかもしれない。

全視情協と当部会が担う役割

日盲社協情報サービス部会（以下「当部会」という）は、昭和 56 年（1981 年）結成の全国点字図書館協議会から、平成 12 年（2000 年）に NPO 法人化した全国視覚障害者情報提供施設協会（以下「全視情協」という）とは、一時期からそれぞれの道を歩んできた形もあるが、全視

情協ではサピエ運営管理を中心としてさまざまな委員会を立上げている。各書籍の製作・販売や著作権関係、その他さまざまな専門委員による、より質の高い情報の提供を求めて日々活動しており、唯一「点字図書館実態調査」事業については平成 24 年度（2012 年度）より当部会が引き継ぐこととなった。

一方、当部会では点字指導員および音訳指導員の各認定試験やスキルアップ研修会の実施をはじめ、情報化対応支援者研修委員会による、情報機器支援と相談支援に分けた研修会の実施、さらには国政選挙等の音声版選挙公報の製作を行うなど、全視情協との役割を明確に分け、視覚障害者への情報提供サービスという同じ目的に向かって、その資質向上に努めてきた。

厚生労働省自立支援振興室に対して、長年にわたって全視情協とともにお互いが担う役割の相違と意義について毎年定期的に説明を続けており、今後も「同じような組織が二つもある！」と誤解されないように説明責任を果たしていかなければならない。

全視情協も当部会もそれぞれが担うべく委員会を設置し、多くの加盟施設にご協力いただいているものの、昨今は各施設の事情もあって委員不足に悩まされているのも事実である。委員就任は、確かに図書館の通常業務外のため負担も大きい、専門職員としての資質の向上やスキルアップのためにはとても有効であることをあえて申しあげ、今後もその選出にあたっては多くの施設長や担当職員にご理解とご協力をいただきたい。

厚生労働省令一部改正の要望等

点字図書館設備・運営基準の職員定数については、昭和 40 年（1965 年）に日盲社協は厚生省（当時）に改定案を提案したのをはじめ、長年にわたって厚生労働省にたいして陳情を続けてきた。

昭和 60 年（1985 年）1 月に「点字図書館等の設備及び運営について」が、当時の厚生省から改訂通知された。その後も、ある程度の改定は見られたものの職員定数についての見直しは、未だに折衝に至らず厳しい状況のまま現在に至っている。

平成 10 年（1998 年）5 月に埼玉県のホテルヘリテイジで開催された「第 46 回全国盲人福祉施設大会」で講演された、厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長の遠藤浩氏は「点字図書館の設備と運営の基準がこのままでいいのか、真剣に考える時期だと認識しているので、職員の配置も含め私どもにお示しいただきたい」とお話されました。こうしたご理解いただける行政担当の方も多くみてきたが、当部会としては長年にわたり一貫して点字図書館設置基準に「情報化対応支援員（仮称）の配置」を要望しているほか、「情報化対応管理加算が指定管理施設を含む全ての情報提供施設を対象として周知すること」、また全視情協とともに「アクセシブルな電子書籍等、あらゆる形態での郵送の無料化」や「任意事業となっている点訳・音訳養成事業の必須化」、さらには「音訳指導員の単独位置付けと明確化」など、必要不可欠な項目を継続して要望しており、今後も粘り強く働きかけていくことこそ重要であ

る。

昨今の「読書バリアフリー法」や「障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法」などの新法律施行はわれわれが要望するうえで、ひとつの大きなチャンスととらえており、特に読書バリアフリー法の推進協議会に参加している全視情協の働きかけもあって、点字図書館補助金に加算される「情報化対応特別管理費」が倍額されるなど、少しずつではあるが明るい兆しが見えてきた感はある。

今後の課題

私たちは今後の課題として、当然新しい時代の情報化に対応すべく専門職員の配置要望は継続すべき事項である。

そのために令和4年度(2022年度)からは日盲社協の5部会が連携・組織強化する目的で学習会を開催し、情報交換を含めトータルして日盲社協としての現状と課題を共有し、問題解決に向けてさらに審議するための活動を行っている。

プレクストークリンクポケットの製造中止、あるいは関連して日常生活用具支給の自治体間格差など、法整備は進むもののそうした問題も山積する。

当部会からは、点字技能師や点字指導員認定資格所持者を増やしていくためにも、例えば技能師1級～3級など、いろいろな国家資格に倣って段階を考えた資格級を増やすなど、受験しやすい環境を整備することを提案しており、日盲社協

を通じて厚生労働省もこのことについては理解を示され、前向きに検討されるように聞いている。そうした業界では経験や知識が豊富な専門の方々も多くいらっしゃるのでは、資格取得者のための環境整備に是非ともご理解ご協力をいただきたい。

そして、10年以上前から当部会関係者で進めてきた「パブリッジセンター」(仮称)の設置など、デジタル出版機構をはじめ、各印刷出版業者等の理解を求めてきたが、昨今ABSC準備会の発足など少しずつ明るい話題も見えてきている。読書困難者に対するアクセシブルなデータが素早く提供できる仕組みをあらためて進めていただくべく、読書バリアフリーをさらに進めるためにも全視情協とともに解決に向けて努めなければならない。

終わりに、利用者やその家族、ボランティアや地域住民の方々、ロービジョン支援団体として活動されている眼科医の先生方、そして情報提供施設で働く職員が一体となって障害者福祉を支えることがこれからの課題ではないだろうか。

そうした協同組成的発想で新しい事業運営を展開する。まさしくこれからの点字図書館にとって、先達の意志を継承していくことに加え、再考して枠組みを変えて時代に適応させていくことが求められるのではないだろうか。

(筆者は平成24年〔2012年〕4月から令和5年〔2023年〕3月まで情報サービス部会の部会長であった)

自立支援施設部会の現状と課題



理事・自立支援施設部会長 ヤマシタ フミアキ 山下 文明

1 部会の変遷

自立支援施設部会は、平成 23 年（2011 年）4 月、当時の「リハビリテーション部会」と「就労支援部会」が統合されて発足した。

本部会の変遷を紐解くと、その前身は日盲社協傘下の視覚障害者更生施設、重度更生施設、救護施設などの施設群が、昭和 30 年（1955 年）に「更生援護部会」として組織されたのがそもそもの始めである。

「更生援護部会」は昭和 62 年（1987 年）に「更生訓練部会」となり、さらに平成 4 年（1992 年）に「リハビリテーション部会」へと発展した。

次に盲人ホーム、授産施設、あはき師養成施設などの施設群が、「更生援護部会」となり、「作業・三療施設部会」となり、「就労支援部会」へとそれぞれ変遷してきた。

また、盲導犬養成施設は、当初、「盲人用具部会」であったが、「更生訓練部会」に合流し、「リハビリテーション部

会」となった。

自立支援施設部会が発足した平成 23 年（2011 年）は、障害者基本法が改正された年であり、翌年の平成 24 年（2012 年）に「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が公布され、平成 25 年（2013 年）の「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」の公布、平成 26 年（2014 年）の「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」の批准に続いていく、まさに社会福祉基礎構造改革のうねりのなかでわが国の障害者福祉の大転換期の真ただなかにあった。

自立支援施設部会は、こうした国の方針の大改革のなか、一人ひとりの視覚障害者に個別に寄り添い直接的にサービスを提供する施設・事業の部会として、利用者や地域のニーズを確実にキャッチし発信していくことや、会員施設の連携と課題解決策の模索、事業の活性化を目指し統合されたのであった。

2 部会の構成する施設種別

今現在の、「自立支援施設部会」の施設種別構成は、障害者総合支援法に基づくサービスである『就労継続支援事業(A・B)』、『就労移行支援事業』、『就労定着支援事業』、『自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業』、『同行援護事業』、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられる『盲人ホーム事業』、身体障害者補助犬法に基づく『盲導犬養成施設』など全国の実に多彩な施設・事業が46施設加盟している。

現在の加盟施設を分類すると次のようになる。

施設種別	
盲導犬養成訓練施設	10 箇所
盲人ホーム	11 箇所
就労支援(就労継続・就労移行・就労定着)	8 箇所
自立支援(生活訓練・機能訓練)	18 箇所
同行援護	4 箇所
計	51 箇所
----- 複数事業を提供している施設がある	

法人格別	
社会福祉法人	32 箇所
一般財団法人	1 箇所
公益財団法人	7 箇所
日本赤十字社	1 箇所
国立施設	4 箇所
計	46 箇所

3 部会の課題

自立支援施設部会の今日的な課題として、『地域』、『連携』、『提供サービス』の視点から整理する。

(1) 地域

本部会の加盟施設は、地域の視覚障害者へ直接的にサービスを提供しており、視覚障害者のニーズや地域社会の福祉的要請に敏感に反応し応えていかねばならない。特に地域における重層的支援体制の構築が叫ばれるなか、確実に必要な福祉資源としてその存在価値を高めていかねばならない。私たち施設の大きなアドバンテージは目の前にいる利用者の真のニーズを確実に把握し、即応したサービスを創り出し提供し社会に向けて発信できるところにある。

(2) 連携

医療機関・他団体とのネットワークの構築、他部会との連携を積極的に進めることが重要である。特にスマートサイトへの参画や情報収集に努め、地域における医療から福祉へのシームレスなサービス提供体制を構築すること。日盲社協内部においても、用具部会との情報共有や生活部会との課題共有など他部会との連携の中で利用者の多面的な生活場面でのQOL向上に繋がる支援を目指す。

ともすれば、支援者側の都合による単発的なサービス提供になってしまいがちであるが、そうではなく一人ひとりの視覚障害者の生活(人生)視点から、一つ

ひとつのサービスのあり方と繋がりを考えていかねばならない。

(3) 提供サービス

①盲人ホームの今後について

ここ数年における全国盲人福祉施設大会決議による厚生労働省への陳情項目の一つには、必ず「盲人ホームへの助成金増額」を掲げている。

盲人ホームは、障害者総合支援法の地域生活支援事業（任意事業）に位置付けられ、定義も昭和37年（1962年）2月27日付の厚生省社会局長から出された社発第109号通知のままという不安定な状態にある。何としても安定的な事業運営の財源確保の方法（補助金の増額または障害者総合支援法下の個別給付事業への移行要件緩和など）を模索しなければならない。

②盲導犬（補助犬）育成事業について

この課題についても、全国盲人福祉施設大会決議による厚生労働省への陳情項目の一つに毎年掲げているところであるが、60%を下回る盲導犬育成経費の公的支援率を上げることや、年間2000回を超えるフォローアップ訓練への訓練費助成について広く社会に発信し呼びかけ、国に要請していく。

③新しいサービスの創造

ここ数年の新型コロナ感染禍は、部会会員施設の利用稼働率の低下による事業運営の危機をもたらしたが、一方で新しいサービスのかたちを創り出している。通信機器の発展とその積極的な活用と工夫によるリモートサービスの試行は、就労移行支援事業や自立訓練事業、就労継続支援利用者の在宅就労などに積極的に活用され、支援効果を生み出し実績事例も増えている。こうした取り組みは福祉資源の乏しい過疎地域や利用者のニーズに基づくサービス提供の新しいかたちとして、これからも工夫し展開していかねばならない。

④事業運営の安定化

本部会の加盟施設はそれぞれの地域で地域の視覚障害者に直接的にサービスを提供する事業として、継続安定的にそのサービスを提供することがいかに大事で価値のあることかを、ここ数年の新型コロナ感染禍のなかで痛感したところである。

BCP（事業継続計画）も法律の求めにより義務化されたところであるが、事業収支の安定化方策とともに部会全体の共通課題として考えていかねばならない。

生活施設部会の現状と課題

理事・生活施設部会長 茂木 幹央^{モギ ミキオ}

1. 生活施設部会の経緯

生活施設とは、入所者が日夜の生活を通して、生活を行う場としての施設のことである。昭和 26 年（1951 年）に施行された社会福祉事業法では、生活施設のことを第一種社会福祉事業と言っている。施行当時の社会福祉事業法では、第一種社会福祉事業として次のような施設を挙げている。即ち、生活保護法の救護施設と更生施設、児童福祉法の盲ろうあ児施設、身体障害者福祉法の失明者更生施設などである。

現在では、老人福祉法の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者総合支援法の障害者支援施設、介護保険法の特定施設入居者生活介護事業所などが第一種社会福祉事業として、前述のものにプラスされている。

日盲社協が誕生した昭和 28 年（1953 年）には、第一種社会福祉事業の施設は当初は更生援護部会に属していたが、施設数の増加とともに昭和 46 年（1971 年）に更生援護部会から収容施設部会として分離した。その後、収容という言葉が使用されなくなってきたのに伴い、平成 3 年（1991 年）から現在の生活施設部会に名称変更した。最近の生活施設部会の会員施設数は 19 施設で、その内訳は盲養護老人ホーム 10、特別養護老人ホーム 2、グループホーム 2、救護施設 1、障害者支援施設 1、鍼灸研修寮 1、特定

施設入居者生活介護事業所 1、その他 1 である。

2. 各施設種別の変遷

主な施設種別の変遷は次の通りである。

(1) 救護施設

大正 9 年（1920 年）に、盲人基督信仰会から分離して、秋元梅吉氏を中心に東京光の家が誕生した。その時、点字出版事業とともに盲人の救護施設を始めている。現在の東京光の家神愛園である。

(2) 盲女子ホーム

明確な理念をもって設立されたのは、斎藤百合氏が昭和 11 年（1936 年）に開設した陽光会盲女子ホームである。斎藤百合氏は全盲者ではあるが、東京女子大学を卒業し、盲人福祉の増進に多大の貢献をしている。

その後、昭和 16 年（1941 年）には、盲人牧師安田菊政が東京に興盲協会盲女子寮を、昭和 22 年（1947 年）には、瀬尾真澄が大分市に九州ライトハウスを、翌年には、戸井健二が神戸市にグリーハウスを、越岡ふみが西宮市に関西盲婦人ホームを設立している。昭和 25 年（1950 年）には、堺市に聖光盲女子学園が、東京に聖ルカ盲女子学園が相次いで設立された。

しかし、現存するのは関西盲婦人ホーム（昭和 39 年〔1964 年〕に社会福祉法

人関西盲人ホームと改称) だけである。

(3) 盲児施設

昭和 24 年 (1949 年) に児童福祉法が施行されると、児童福祉法に規定されていた盲児施設が盲学校の寄宿舎と同じような役割を果たす施設として、次第にその数を増していった。盲児施設の通常のスタッフは、施設長、事務員、児童指導員、保育士、調理員であったが、職業指導員を採用し職業指導を行うこともできた。そのようなこともあって、盲児施設は昭和 50 年 (1975 年) には 33 施設となった。

盲児施設は、主として貧困家庭の盲児を受け入れていたが、盲学校の寄宿舎でも貧困家庭の盲児を受け入れるようになるなど、また、その他の社会情勢の変化もあって、その後は盲児施設は急激に減少していった。

(4) 盲老人施設

現在、糖尿病性網膜症などによって、中途失明者が増加し、視覚障害者の半数が 70 歳以上という高齢化のなかで最もニーズが高いのは盲老人施設である。その最初は昭和 36 年 (1961 年) で、奈良県壺阪寺の常盤勝憲氏が厚生省に交渉して、全国に初めての盲老人ホームとして慈母園を実現させた。

また、本間昭雄氏は、昭和 39 年 (1964 年) にはわが国において初めての軽費盲老人ホーム聖明福祉協会聖明園を建設する他、昭和 43 年 (1968 年) には全国盲老人福祉施設連絡協議会の設立に尽力さ

れた。

(5) その他の施設

その他の施設としては、盲重複障害者のための施設等がある。この施設のことについては、社会福祉法人光道園や社会福祉法人東京光の家などが大きな実績を積み重ねておられる。この施設の全国団体としては、全国盲重複障害者福祉施設研究協議会がある。

3. 今後の課題

日盲社協生活施設部会に入会されている会員施設のことで、解決をはかるべき問題は、盲養護老人ホームなど養護老人ホームの場合であれば、入所希望者はあってもその入所措置を渋る市区町村が多くなっていること、グループホームの場合は、65 歳を過ぎてから失明した人はグループホームに入れられないという状況にあること、居室の全室個室化をはかるための改築の場合は、福祉医療機構や銀行は、無利子若しくはそれに近い利子で融資すること、措置費施設の場合は、職員の処遇の向上と、入所者の生活の向上を実現させるために、措置費が定期的に引き上げられるような制度にすることなどである。これらを解決するためには、日盲社協が全国団体として、力強い活動を行う必要がある。会員施設の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げる次第である。

(日盲社協第 11 代理事長)



盲人用具と デジタル環境への対応

前盲人用具部会長 オカムラ 岡村 モトマサ 原正

1. 盲人用具部会の始まり

盲人用具は盲人用道具の工夫から始まった。明治、大正の時代から、職人と呼ばれる人達が点字板や浮出活字、ハカリや物差しなど目盛りに点を付けるなどして視覚障害者の日々の不便や不自由を少しでも解消できないかと個々で頑張ってきた。しかしそれでは効率が悪すぎるうえ、正しい視覚障害者のニーズを得られにくい。そのためには組織が必要不可欠になる。そのときに視覚障害を持つ人々にかかわる施設の集合体として組織された日盲社協で、そこに用具にかかわる事業所が加盟してきた。

そのうちにそれらが集まり「盲人更生要具研究部会」が発足した。

昭和 35 年（1960 年）の「日盲社協会員名簿」には点字図書館・点字出版・更生援護の 3 事業部会とともに、盲人更生要具研究部会が掲載されており、盲人用具は日盲社協のなかでも、古くから位置づけられていた。そして翌年には事業部になっている。ここで、「要具」となっているのは、補装具との関係もあったのではないかと思われる。

しかし、当時の社会観・福祉観のなかでは、開発された用具を利用する人達が

らは喜ばれるものの、一方では「盲人から金を取るとは！」等の見方も少なくなく、日盲社協の内部からさえも「業者の集まり」との認識が多かったのも事実である。

盲人用具部会の変化として、今までメーカーとしての参加が多かったのだが、昭和 62 年（1987 年）から日常生活用具の対象項目として盲人用ワープロが取り入れられた。そのことによって部会に大きな変化が起きた。パソコン等の周辺機器の開発販売に携わる事業所が用具部会の一員として加わってきたのである。

2. デジタルデバイスの発展

それまでの盲人用具は、補装具の性格と点字ブロックや案内板など移動を支えるインフラ等の事業者が多かった。

盲人用ワープロなど対個人の商品が生まれてくるにあたり、使い方のフォローアップが必須な商品が台頭してきた。それにあわせるように盲人用具部会にもコンピュータ関連商品を販売および訓練をする業者の加入が増えた。

しかし課題となったのは商品開発のスピードが早く、今どんなものがあり、どんな使用方法で、便利さはどうかという

情報の発信が、必要不可欠になったことである。

こういったアイテムの情報伝達の基本は、ユーザーの方に触っていただき説明を聞いてもらわなければ良さが伝わらない。そしてそれを販売業者各々がやっていくのには、伝わる早さに限界がある。

何とか全国のユーザーに商品の良さを届けたいと願い、盲人用具部会では日盲社協や全視情協の全国大会時に部会の展示会を各地で開催して、少しずつ盲人用具部会の活動と新商品の情報を広げていくという活動を続けてきた。

そして盲人用具部会では、『知っていますか？ 目が見えない、見えにくい人の便利な道具』等のガイドブックを何冊も発行してきた。しかしもっと一堂に集めた展示を見てみたいという強い要望が出てきた。

その声に応えるべく、平成 18 年（2006 年）盲人用具部会の有志と視覚障害者の主要施設が中心となり、展示会実行委員を発足させた。

そしてついに平成 18 年（2006 年）11 月、第 1 回視覚障害者向け総合イベント「サイトワールド 2006」が開催される運びとなった。

第1回サイトワールド2006

場所：東京都墨田区錦糸町駅前

会場：すみだ産業会館

日時：平成 18 年（2006 年）

11 月 2 日（木）～4 日（土）

午前 10 時～午後 5 時

出展企業数は 47 法人、他に講演会、シンポジウム、フォーラム等も同時開催した。

結果、第 1 回目の展示会にもかかわらず入場者数は 7,000 人を超えるに至った。しかも出展 47 社のうち 10 社は海外からのメーカーで、本当に世界最先端の盲人用機器に、ユーザーが直接触れることができたといえる。

このサイトワールドは、令和 4 年（2022 年）の現在まで続くイベントとして好評を博している。

ただし新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行で令和 2 年（2020 年）～令和 4 年（2022 年）までの 3 年間は開催ができなかった。しかし、サイトワールドも開始から 10 年がたち日本の視覚障害者向けイベントとしてようやく定着してきた。

次に日盲社協盲人用具部会として、またなにか新しいことに挑戦すべきと考えた。

サイトワールドには一般および行政の人にもご来場いただいたが、もっと大勢の一般の人達にも視覚障害者向け用具にどんなものがあるのか、またそれらを便利に使用している現状を見てもらう必要性を考えたのである。

福祉用具全体の展示会「HCR 国際福祉機器展」に平成 28 年（2016 年）・平成 29 年（2017 年）との 2 回にわたって日盲社協盲人用具部会として 3 小間分出展した。

それぞれの部会員が工夫を凝らし、点字ブロックを床に仮設して、白杖とアイマスクを使い歩行の体験や音声と点字ペンディスプレイを使つてのパソコン講習。スマートフォンのダブルタップを使用した簡単操作等、来場した方々がその進みに感動の声を上げていた。

その方々を見ていて、用具部会として視覚障害者のデジタルバイド（デジタル

機器を使用できる人と全く使えない人)との情報格差を考えざるを得なかった。

音声図書についても、デジタル通信を使えば点字図書館が運営する「サピエ」から音声図書や点字図書等をデータとして手に入れ、点字ペンディスプレイやデージー発生音声装置にて本を読むことができる。

どのようにしたらすべての視覚障害者がデジタル機器を購入でき、使用方法をレクチャーしてもらい、デジタルの恩恵を受けられるようになるのか。

部会としても行政への働きかけを変化させながら強力に押していかなければいけないという想いを強くした。



● 法人運営事業 ●

盲人ホーム サンコウエン ——開園秘話とそのあゆみ——

アラカワ アキヒロ
園長・常務理事 荒川 明宏

杉光園と知られざる恩人

昭和 23 年（1948 年）7 月「国立光明寮設置法」が公布され、「視覚障害者の更生に必要な知識及び技能の付与並びに訓練を行うことをつかさどる」施設として国立東京光明寮が、東京都杉並区に設置されました。同寮は昭和 39 年（1964 年）6 月国立東京視力障害センターに改称されます。

そして昭和 54 年（1979 年）7 月、国立東京視力障害センターは、国立身体障害センター、国立聴力言語障害センターを統合して、国立身体障害者リハビリテーションセンターに発展して現在に至ります。

しかし、その過程で光明寮には早急に解決すべき大きな課題がありました。

東洋療法を学び、めでたくあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師（三療師）免許を取得してもすぐに開業したり、雇用される者ばかりではないので、昭和 30 年代に入ると行き場のない盲人失業者が社会問題となったのです。

関西にはすでに女性専用ではありましたが関西盲人ホームがあり実績をあげていました。また、日本ライトハウスが大

阪盲人ホームを設立しようと計画しており、実際に昭和 24 年（1949 年）に開設されます。ところが東京には盲人ホーム開設の機運が民間にまったくなかったのです。

そこで、当時の厚生省社会局長であった安田巖氏（1910 ～ 1996 年）がリーダーシップを発揮して、三療師免許を有する視覚障害者であって、自営、または雇用が困難な者に対し必要な技術の指導を行い、自立更生をはかることを目的とする施設である盲人ホームの建設を計画しました。

こうして杉光園は東京光明寮卒業生の卒後研修機関として設立することになり、昭和 34 年（1959 年）7 月に社会福祉法人盲人ホーム杉光園として現在地に開園しました。名称は国立東京光明寮が杉並区にあったことから「杉並の光の園」を略して「杉光園」と命名しました。

安田巖氏は、昭和 35 年（1960 年）10 月 14 日から昭和 53 年（1978 年）5 月 28 日まで日本点字図書館（日点）の理事長も兼任されていました。

今からはちょっと考えられませんが、この間、同氏は厚生事務次官、医療金融公庫総裁、安田女子大学副学長、同大学

長を歴任されています。

「安田氏と日点創設者の本間一夫氏はとても親しい間柄でした。このため本間先生の仲介で、安田氏にとっても世話になった視覚障害者は少なくありません」と当時『点字毎日』の記者として、取材対象の両氏をよく知る高橋實日盲社協参与は証言します。

杉光園のあゆみ

昭和 34 年（1959 年）2 月 1 日に日本赤十字社東京都支部が救急所として使用していた建物（現在地の東京都台東区台東 3-1-6）を利用して盲人ホームを設立することになり、日本赤十字社との間で貸借契約を結び、これを機に建物の全面改装を行いました。

同年 3 月 23 日、厚生大臣より社会福祉法人杉光会として認可を受けました。同年 7 月 1 日、社会福祉法人盲人ホーム杉光園として現在地に開園し、初代理事長に柴田啓次郎氏が就任しました。

昭和 36 年（1961 年）5 月、国会内に本園の出張所として一室を借り受け、2 名を派遣して議員ならびに秘書らを対象に約 3 年間三療施術を行いました。

昭和 55 年（1980 年）4 月、昭和 50 年代に入ってから利用者の交代が少ないことが問題となりました。そこで利用者と話合って利用期間を原則として最大 5 年とし、延長を認めないことにしました。

昭和 56 年（1981 年）3 月 31 日、社会福祉法人盲人ホーム杉光園は、当時任意団体だった日本盲人社会福祉施設協議会と合併し、名称を現在の名称に変更しました。

平成 23 年（2011 年）4 月 1 日、日本盲人社会福祉施設協議会会館（5 階建）が完成しました。

これに伴い、1 階から 3 階までを杉光園が使用して運営を開始して、現在に至ります。

サービス方針

本園は、あん摩、はり、きゅうの国家資格を有する視覚障害者が、開業および就職を目指し、患者への施術を通してさらなる実践的な技能を身につけるため、経験豊富な指導者による個別指導を受ける研修施設です。

特徴

- (1) 患者の訴える症状をできるだけ的確に把握する技術を指導します。
- (2) 上記に基づく症状緩和のための技術訓練を指導します。
- (3) 限られた時間内で施術するための時間配分方法を指導します。
- (4) 問診の進め方と施術後の反応と予後の確認方法を指導します。

利用者へのPR

- (1) 本園は、つくばエクスプレス「新御徒町駅」徒歩 6 分、大江戸線「新御徒町駅」徒歩 10 分、日比谷線「仲御徒町駅」徒歩 10 分、JR「御徒町駅」徒歩 12 分の交通至便なところにあります。
- (2) 経験豊富な園長と指導員が、利用者の施術上の疑問点等を懇切丁寧に指導いたします。
- (3) 年 1・2 回の懇親会があります。

● 法人運営事業 ●

東京視覚障害者生活支援センター
—— あゆみとこれから ——ナガオカ ユウイチ
理事長 長岡 雄一

昭和 58 年（1983 年）に設立された現東京視覚障害者生活支援センターの、当時の名称は「東京都失明者更生館」でした。

今に生きる方々にこの名称を伝えると、一様に驚きの声をあげます。しかし、昭和 60 年代に私が話を聞いた日盲社協の元理事の方は、「はっきりしていて、いい名称だ」と話されていました。

40 年の時の流れが、名称に対する印象を違ったものに変えてしまう。これは、社会の大きな流れが原因だろうと思いません。そして、施設を運営していく側として、この変化をどう読み取るのかは、非常に大切なものになっていきます。

時流に簡単に流されてはいけません。一方で、すべてに抗うわけにもいきません。舵取りは非常に難しいものです。

今回は、東京視覚障害者生活支援センターの歴史を遡りながら、施設のあり様を考えてみたいと思います。

1 現在

（平成29年〔2017年〕4月～現在）

現在、センターは障害者総合支援法における障害福祉サービスの多機能事業所として、自立訓練（機能訓練）と就労移行支援を実施するとともに、指定特定相

談支援事業所として、サービス等利用計画の作成やモニタリングを行っています。

自立訓練（機能訓練）は、センターが設立以来行ってきた各種訓練の延長線上にあるものであり、その意味では、センターとしても非常に得意な分野ということになります。

もちろん、設立当初に比べると、提供している訓練内容に変化は生じていますが、多くの訓練は、一貫して提供してきたものです。

現在、利用者の方がもっとも希望される訓練は、パソコンの訓練です。自立訓練（機能訓練）の利用者のほぼ全員がこの訓練を希望されています。特に、新型コロナウイルス感染拡大時の外出の制限等の解決策として、世の中一般ではネットショッピングの拡大が謳われてきましたが、視覚障害のある方にとっても同様のことで、パソコンを利用したネットショッピングは欠くことのできない生活上の位置づけとなりつつあります。

さらにさまざまなコミュニケーション機器。たとえばスマートフォンなどの機器の普及は、視覚障害のある方にとっても、大きな可能性を感じることできるものですので、当然のごとく、訓練への希望は高まります。かつては、オプタコ

ンであり、カナタイプであったものが、姿を変えてきたと解釈できます。ましてや、パソコンやスマートフォンの有効的な活用内容は、オプタコンやカナタイプを凌駕するものであります。

しかし一方、職員配置を見ると、支援法で最低基準は決められてはいますが、訓練提供にあたっては、その配置では、かなり厳しい状況になります。支援センターにおいても、その例に漏れず、訓練提供にはかなり苦勞を強いられます。上質な訓練を提供するには、職員と利用者の方が1対1あるいは1対2程度でいきたいところですが、それでは毎日の利用率が低くなります。利用率を上げようとすると、訓練の質が低下する恐れも強い。それは本末転倒で、運営のために本来最も大切にしなければならない部分を切り捨てるということになってしまいます。

この悩みは、障害福祉サービスを提供しているどの施設でも共通であり、今の制度に手が加えられない限り、今後もずっと続くものです。

歩行訓練や日常生活訓練は元々、1対1で行ってきたものですし、今の訓練の状況からすれば、この方法を続けていくことに問題はありませんが、パソコンではそうはいきません。平成29年(2017年)4月の民間移譲に向けて職員間でさまざまな試行が重ねられ、現在の方法が作り出され、その後、多少、手を加えながらも継続的に実施されています。その詳細については、紙面の都合上、詳細を語ることはできませんが、一言述べさせていただければ、指定管理の時期があって、その期間で試行を重ねることができたことは大きかったということです。

さて一方、就労移行支援については、

常に就職者の数や就職後の定着の状況が問われるものです。これは、実際のところ、かなり厳しいものです。就職については、一福祉事業所だけの問題ではないはずで、就職ができない責任をすべて事業所がかぶるとするのは、いかななものかと今も思っています。実際、新型コロナウイルス感染拡大初期では、就職者数は大幅に減りました。確かに、救済措置もありましたが、そのような臨時的な措置でお茶を濁すのではなく、しっかりとした枠組みを再構築していただきたいものだと考えています。

就労移行支援における訓練は、パソコンの技能の習得が中心となります。また、センターの就労移行支援の特徴として、あんまやマッサージの国家資格を有している視覚障害のある方の就労支援を行っていることが挙げられます。今人気のあるヘルスキーパーへの就職では、パソコン技術の習得も求められるでしょうし、もちろん施術の質も求められます。パソコンと施術の質の向上。この二つにアプローチできているのが、センターの現在です。

もちろん、センターが就労先を確保しているわけではありませんので、就労の支援にあたっては、さまざまな社会資源との連携を強化しています。その成果もあってか、毎年二桁の就職者数を確保することができています。

2 新体系への移行から民間移譲前まで (平成22年〔2010年〕4月～ 平成29年〔2017年〕3月)

平成22年(2010年)に視覚障害者更生施設として入所・通所を実施していた

体制から新体系に移行し、日中活動のみを実施する事業所へと移行しました。このときから、すでに民間移譲後の運営についてのシミュレーションは始まっていたということが出来ます。

入所を実施しないことについては、議論がありましたが、定員 30 名に対し、一桁の利用しかない状況や、通所されている方の数が増え続けている状況。さらにセンターへの通所の交通の便が著しく改善されたことにより、日中活動のみでも運営は可能との判断から、新体系では、多機能事業所として自立訓練(機能訓練)と就労移行支援を実施する方向に舵をきることになりました。前述したように、このときはすでに民間移譲が俎上に乗っており、指定管理での新体系以降から平成 29 年(2017 年)の実際の民間移譲までの 5 年間は、非常に貴重な時間でした。その間に、多くのシミュレーションができ、民間移譲後の足場を作ることができたわけです。

新たに開始した就労移行支援は、慣れないことも多く、また、企業や各地の就労関係施設との連携も取れておらず、利用率は褒められたものではありませんでした。どこかに取っ掛かりはないものかと苦労はしましたが、その姿勢が良かったのでしょうか。また、就労支援課の職員の創意工夫や、外部との連携をまめに行うことで、状況は改善されました。

新体系移行時に一番心配された定員(15 名)の充足が可能になっており、民間移譲後の展望を描くことができるようになっていました。

そして、平成 29 年(2017 年)4 月に民間移譲を迎えることになった訳です。

3 指定管理移行から新体系移行まで (平成18年〔2006年〕4月～ 平成22年〔2010年〕3月)

東京都の委託から指定管理に変わったものの、運営上は大きな変化はありませんでした。ただ、この期間の課題は、求められている新体系をどのような形にするのかということでした。新体系以降後もしくは指定管理が継続されることは、わかっていたので、新体系移行が即、運営の危機に直面することはないという前提でした。

ただ一方、新体系でどんな事業を実施するのか、定員をどうするのかは、かなり重い課題でした。もちろん、新体系に移行することで職員配置も変わります。雇用の問題も出てきます。元々が視覚障害者更生施設ですから、更生施設としての部分が中心(今でいうところの自立訓練〔機能訓練〕)となることの合意は職員のなかにありました。しかし、それだけではなく、同じ施設で継続的に就労に向けた訓練ができることが望ましいし、効率的ではないかとの議論もあり、結果として、就労移行支援を実施することになりました。

ただ、この期間の利用者数は決して多いということができず、利用者の確保に奔走していた時期でもあります。

定期的な体験訓練の実施や、行政機関、医療機関向けの見学会の実施等はこの時期に多く企画されています。なかでも、行政機関向けの見学会は、人気も高く、毎回、定員いっぱいのお誘いがありました。地道に一つひとつ進めていくことの重要性を再認識させられた時期でもありました。

4 開設から指定管理移行まで
(昭和58年〔1983年〕5月～
平成18年〔2006年〕3月)

視覚障害者更生施設としては、国内でも、ほぼ最後となる開設でした。

東京では、東京都心身障害者福祉センターが訓練を実施していましたが、規模としては、他県の施設に追随することは難しかったように思います。ただ、当時のスタッフとして、その後の視覚障害者福祉において大きな役割を果たされた方が在籍しており、そこでの訓練の実施は大きな意味を持つものであったと記憶しています。

開設後は、時として、日盲社協大会等で、利用者の少なさを指摘されることも少なくなかったように思います。プログラムは、今と違ってレクリエーション的なものも多かったのですが、新年会のみが今に残るプログラムとなっています。

この間には、前述したように、施設名称の変更もありました。社会福祉基礎構造改革の流れのなかで、民間活力の有効活用が叫ばれ始めていた時期（平成12年〔2000年〕前後）での名称変更は、実は、現在の民間移譲への足掛かりとなっていたのでしょう。今こうして振り返ると、名称変更の持つ意味が、決して軽くなかったであろうことを認識させられます。

また、この期間に都営地下鉄大江戸線

の開通があり、施設の敷地内に駅ができたということが、その後の新体系移行における体系選択に影響を及ぼしたであろうことは疑いありません。施設の理念だけでなく、こうした物理的な環境が利用者にとっても利用の可否を決定することの一要因となることを知らされた出来事ではありました。

こうしてセンターの沿革をたどってみると、改めて重要なポイントを浮き上がらせることができます。施設が社会のなかで存在する限り、社会からの影響を常に受け続けます。それは制度の変化であり、物理的な環境の変化であり、また、社会的意識の変化であろうと思います。

今後、センターは建て替えという一大イベントに挑むこととなります。この建て替えは、これまでのどの変化よりも大きな影響をセンターに与えることが想像されます。新しい施設に向けた職員の議論でも、時として今まで考えなかったような提案も飛び出していきます。そうした新たな発想をいかに生かして、今後のセンターを運営していくのか。そこには新しい施設像も絡んできますので、これから数年が新たな変革期に入ることになります。

理想の施設というものはなかなか難しいものだとは理解しています。それでも叡智を集めて、この変革に挑んでいきたいと思っております。

